

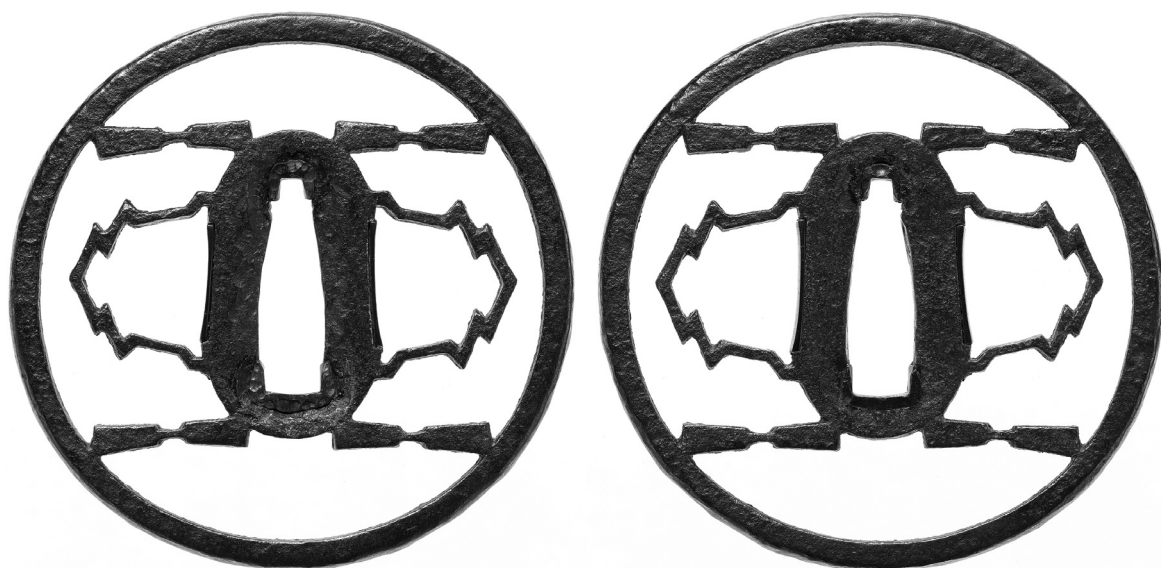
全 刀 商

全国刀剣商業協同組合 年報

第 33 号



表紙解説	2
■思い出の人・刀・刀剣界／組合活動に寄せて	3
3人の「人」	深海信彦 3
新紙幣	伊波賢一 5
生きる糧と力になる	土肥豊久 6
組合事務所	服部暁治 6
誉	清水儀孝 7
細川家の守り神	嶋田伸夫 7
ヅカケン落とし	綱取譲一 8
いまだに納得できないこと	赤荻 稔 8
渡邊妙子先生に師事して	飯田慶雄 9
刀剣組合のさらなる発展のために	大平岳子 10
寸感	生野 正 10
一丸となって	瀬下 明 11
組合員増加への期待	松本義行 11
私の宝物	冥賀吉也 12
お世話になった先輩たち	持田具宏 12
新しい「大刀剣市」	吉井唯夫 13
■業界関連情報詳説	14
東京都庁訪問記 刀剣類の登録事務について意見交換	T・K 14
登録事務の改善に関するご提案	防犯対策部会総務委員会 15
■登録証問題を考える（事例④⑥～④⑧）	登録証問題研究会 18
■第37回通常総会	20
議事	20
令和5年度事業報告	20
令和6年度事業計画	23
■令和6年度役員・委員会	25
■令和5年度組合活動の記録（令和5年4月1日～令和6年3月31日）	26
■新組合員・賛助会員紹介	28



手杵透鐔 無銘 金山

鉄槌目地透角耳小肉

縦：77.2mm 横：78.1mm 切羽台厚さ：5.2mm 耳際厚さ：5.5mm

「四つの手杵を透かし、二蓋菱で櫃孔を形作っている。高尚な感覚で、慎重に造り込み、精良をきわめた紫錆の粒状鉄骨の地鉄であり、さらに格調を高くしている。」(笹野大行著『透鐔』より)

本作は鉄地透鐔のバイブルとも言える名著『透鐔』の所載品であり、上記の解説は、著者である笹野大行氏のこの鐔への評である。

これ以上一体何が言えようか。ということは重々承知の上で、恥を忍び、勇気を出して手前勝手な感想を書いてみよう。

左右対称。きれいに並んだ四つの手杵。その間の小柄筭櫃は先端が二蓋菱となった変わり形である。引両透などの例はあるが、横方向のみに展開する少々変わった構成である。

手杵は陽透で、二蓋菱は影透。一つ一つの要素は非常に明快だが、全体をぼんやり眺めるとちょっと昆虫みたいで何ともユーモラス。この取り合わせに

何か意味はあるのだろうか。二蓋菱は家紋？ 手杵は搗ち杵(かちぎね)とも呼ばれ、「勝ち」にかけて武將に好まれたというが…。

本作の二つの主題は形状が複雑で、しかも細身に仕立てられている。製作には慎重さが要求されたに違いない。緻密に計算された鋭い彫り口。おのずと緊張感が漲る。叩き締められた精良な地鉄には粒状の鉄骨が表れ、深い錆色の中でひととき強く黒々として在る。

『透鐔』所載の名鐔の中でもとりわけ不思議な雰囲気醸し出す本作。シンプルだけど複雑。わかっているようで、わからない。完結しているようで、次の瞬間動き出しそうな予感。相反するものを内包し、超然としてそこにある。それこそが魅力であろう。

そしてやはり、笹野先生の評だけで十分なのであった。(朱美)

3人の「人」

理事長
深海 信彦

本誌『全刀商』は本号で33号となる。

組合設立1年後の昭和63年5月の創刊から36年を経て33号とは、少し計算が合わない。創刊当初は季刊を目指し年に複数回発行したこともあったので、途中で途切れた期間がかなりあったことがわかる。しかし、組合員有志の手作りであり、専従者もない状態では、むしろよくぞ続けてこれたと言えるべきであろう。今後も号を重ねていくためには編集者を有給で招聘することなども考慮すべきであろう。

同じく年6回の隔月発行でスタートした『刀剣界』新聞も年3回となるなど、奉仕にのみ頼る体質を改めていかないと、両紙ともに先細りになっていくことは過去の経緯からも明らかである。

長い間継続してきた組合創立時のエネルギーも、さすがに37年も経つと強弩の末となりつつあることを認めざるを得ない。第一走者が力走しても、待たれるのは第二、第三の走者の出現である。櫓を継ぐ者がいないことには目的は達成できない。組合内外に幅広く人材が求められる所以である。

さて、今号は「思い出の人・刀・刀剣界」というテーマを与えられている。あまりに広範囲ゆえに、ここでは、組合に関する「人」、特に組合設立以前の「人」に絞って記憶を辿ってみたい。「思い出の人」ではなく、組合が決して忘れてはいけない深甚の敬意を表すべき「人」である。

組合は昭和60年4月に警察庁の所管の下での設立認可の内諾を得ており、その後の昭和60年8月から62年5月までの事務手続きを経て設立総会を開き、この年の9月に内閣総理大臣より全国刀剣商業協同組合として正式認可を受けた。

その間の経緯やその後の歩みについては、本誌や『刀剣界』、そして過去に発行された『組合だより』『刀界ニュース』に詳しいが、「刀剣会館設立準備会」や刀剣審査機関「鑑定倶楽部」、そしてこの二つを土台として、組合の創設が企図されたことの成り行きについて書かれたものを見ない。つまり設立以前の昭和57年から60年までの3年間の動きについては、知る人がきわめて少ないということである。そのために、この3年間の「人」を今のうちに書き留めておかなければならない。

その「人」の一人は言わずもがな、荒勢英一氏である。本誌他の記すところによれば、刀剣業界の長老、実力者がこぞって組合の設立を望み、総力を挙げて認可に漕ぎ着けた旨が綿々と述べられている。時間をかけて丁寧にその一人一人を訪ね、熱意をもって説得を試みたのが荒勢氏であり、そのために氏は刀剣商としての仕事を半減し、東奔西走の日々を送られた。富山県在住ながら大物刀剣商として名を馳せた荒勢氏の一念発起しての呼びかけに、大阪、東京をはじめ全国の有力刀剣商は驚きと意外性を感じながらも賛意を表した。

国の認可に向けての形こそ組合発起準備会であっても、あくまでも荒勢氏が最終責任者であり決定権者であった。氏は、組合設立の一番の目的を刀剣商の生活の向上と社会的地位の向上としていた。そして刀剣商がいつでも集える刀友会館設立のため、東京都杉並区高円寺で刀剣会館設立準備会（通称杉並会）として交換会を運営し、売買手数料を基に土地を取得するという壮大な計画を立てた。実際、開会数年であつという間にまとまった金額を留保でき、近い将来の土地購入が現実味を帯びた時期もあつたが、順風満帆とはいかず計画の縮小を余儀なくされ、新宿区新大久保の刀友会館（現在の組合事務所）購入の頭金抛出が精いっぱいであつた。

そのころ、時を同じくして昭和57年、刀剣商が刀剣を鑑定して真偽を決定する「鑑定倶楽部」を設立したが、4年を経て組合設立の見通しがついたのを機に、他の刀剣団体や法人との摩擦を避けるため、活動を終了させたのであつたのであつた。しかし、この鑑定倶楽部という組織と、その時の事務所（港区新橋）こそ組合作りの人的・物的の拠点となつたことは間違いなく、組合はここから始まつたと言ひ得る。

しかし、荒勢氏の必死の努力が及ぶのもここまでであつた。いくら業界が総力を挙げて組合設立を目指しても、これを認可する官公庁の壁は厚くて高い。何か大きな力が働かないことには、この壁を乗り越えることはできない。

この難局に直面した荒勢氏が頼みとしたのは、河端照孝氏である。河端氏は、政財官界に幅広い人脈があり、日本美術刀剣保存協会の役員をされた経験

もあるなど刀剣界と関わりが深く、ご自身も有数の刀剣・刀装具コレクターであった。

荒勢氏は組合の認可について河端氏に直接依頼できる間柄ではなく、何人かの有力者を介して辿り着いたのであった。河端氏は親交のある刀剣関係者に荒勢氏の真意を質した上で、刀剣界の総意であることを前提に重い腰を上げられたのであった。

刀剣商が生活の向上、地位の向上を目的として、当時の通産省認可を願い出たことに対して、河端氏はまず通産省の担当局長に直接話を通し、通産省側もこれに応じて設立準備事務所としていた鑑定倶楽部を訪れたものの、そこには組合設立に要する何らも未だ備わっていなかった。結局、河端氏の面目を潰す結果となったが、それでも河端氏は組合設立に向けての助力を惜まず、当時の中小企業庁長官や通産官僚との個別の折衝の結果、古物営業法の元での営業を認められている刀剣商は、警察庁と通産省、もしくは中小企業庁との共管での組合設立を目指すことが最良ではないかと荒勢氏に提言した。

荒勢氏は河端氏の助言を受け、大いに勇気を得て、その方向での組合作りの指針を準備会有志に示した。共に働く若手刀剣商の中には、生活の向上や地位の向上に対して警察は何の役にも立たず、古物営業法を順守して経営に当たること以上の介入は不要であるという雰囲気であったし、あくまでも業界を育てた実績のある通産省や中小企業庁での認可を目指そうという勢いであった。

このような状況下にあって登場されたのが根本氏であった。氏は警視庁OBで都内築地警察署長や第三方面本部長の要職を歴任され、退職後、警察関連の財団法人の役員に就かれていた時期であった。氏は愛刀家として都内の刀剣商とも交流があった縁で、警察と業界との橋渡しの役目を自ら担っておられ、全国刀剣業界防犯協力連合会の顧問でもあった。

氏は刀剣業界の組合作りの動きには敏感で、従って河端氏の政界官界との結び付きも熟知されており、河端氏が動けば必ず通産省も中小企業庁も動くことを予想されていた。

根本氏は、刀剣業界の組合設立に消極的かつ懐疑的であった古巣の警視庁を訪ね、警察の管理下にある古物商許可証を有する事業者が、警察以外の所轄で国の認可を受けた場合の警察の行政上の立場などについて見解を求められたのであった。

警察側が刀剣業界の組合設立の具体的な動きを

はっきり認識したのは、根本氏の訪問を受けたこの時であろう。それまでは刀剣業界と言え、刃物による犯罪事件の抑止や盗難品の手配など、警察の防犯行政に協力させるための古物商業界であり、古物商許可証であった。それに、任意団体とはいえ防犯協力団体は業界に既にあり、複数は要らないという姿勢であった。

本来、警察は業界の発展に寄与しようとする組織ではないから当然のことであるが、身内の根本氏からの情報を得て、その対応について協議が行われたはずである。その後、警察庁と通産省との間で刀剣組合の所管についての話し合いが持たれ、結果として、銃刀法や古物営業法など刀剣に関する法律の所管が警察庁であるため、共管ではなく、警察庁の専管で組合を認可する方向となった。

根本氏を使用者とするこうした警察の意向が荒勢氏に伝えられた時、あくまでも通産省での認可、少なくとも警察庁との共管を目指して今後も運動していくという、いわば徹底抗戦派と、警察側が認可してやろうと言っているのだからそれに従うべきだという柔軟派とに、準備会有志の意見が割れた。この内部の議論を耳にした根本氏は、ここで警察認可での組合設立を断ったら、あと100年経っても国家認可の組合というのは認められないだろうと論じ、抗戦派の若手刀剣商の説得を試みた結果、警察認可の組合設立に反対する者はいなくなったのであった。

刀剣業界に国の認可の組合を設立することが最終目的であった荒勢氏は、国の認可を受けさえすれば何をするかは我々次第であり、もとより国が何をかしてくれる訳ではない。組合を作ることが社会的地位の向上に繋がり、ひいては生活の向上の糧となる。後のことは歩きながら考えよう、と周囲を説得したのであった。

昭和57年終わりごろからの認可に向けての道のりは険しかったが、河端氏の人脈と、それを理解されていた根本氏の計らいで奇しくも設立への動きは加速し、やがて昭和60年の荒勢氏側と警察庁との会談が実現し、その2年後に警察庁認可の「全国刀剣商業協同組合」の設立を見た。

警察庁が認可の意向を示してから動きはすべて全国中小企業団体中央会の指導による事務手続きで、そこに至る以前の3年間こそがまさに生みの苦しみ、葛藤の明け暮れであった。最大の功労者は荒勢英一氏であり、氏の目的達成を助けたのが河端照

孝氏と根本成氏であろう。勿論、組合はこの3人だけでできたわけではない。そこには多くの人の努力と犠牲があったことは言うまでもない。

国の認可が得られる見通しがついたころ、全国中小企業団体中央会の当時の担当者が言った「組合は設立より解散の方が多いいです」と。その担当者は

現在でも中央会に役員として在職しておられる。組合の継続を驚きの目をもって見られていると同時に、この先の組合の行く末にも関心を寄せられている。

苦難を経て国の認可を得た我が全国刀剣商業協同組合。先人の恩顧に報いるためにも、次の走者たちの堅実な走りを望まずにはいられない。

『日本工業新聞』
平成8年11月22日

——全国刀剣商業協同組合が発足して来年九月で切り十年になりますね。
荒勢 当時、役所の書類などに記入する職業欄のなかに古物という職業名はあっても、刀剣商という言葉がなかった。職業名がつけられていることは、この刀剣好きが影響したのだと思う。地方公務員でしたが、かなりの収集家でした。小さいころからそうした環境で育ったので、いつの間にか、わたし自身も刀剣に魅せられるようになった。

ざっくばらん

トップ登場



刀友会館代表取締役

荒勢 英一氏

刀剣は男の夢 歴史のロマン

ま、どういふ歴史をたどってきたかを考えると、意義深いものを感じます。
——今年も二十、二十三日に、東京・新橋の東京美術倶楽部で組合主催の大刀剣市が開催されますね。
荒勢 今回は特別企画に、日本刀装具美術展を開催し、国宝の蜂須賀家佐米の正恒太刀ほか、多数の名刀が展示されます。組合活動の基盤に普及啓蒙を置いていきますから、いろいろの方に名刀というものをみていただきたいです。

刀剣をよく知らない人間には、趣味として刀剣は高いという印象がありま

す。刀剣の魅力はなんですか。
荒勢 美しさは当然として、なんといっても男の夢、ロマンです。例へば鎌倉時代の名刀をみたとき、芸術的にも優れています

が、七百年を経過したい

ま、どういふ歴史をたどってきたかを考えると、意義深いものを感じます。
——今年も二十、二十三日に、東京・新橋の東京美術倶楽部で組合主催の大刀剣市が開催されますね。
荒勢 今回は特別企画に、日本刀装具美術展を開催し、国宝の蜂須賀家佐米の正恒太刀ほか、多数の名刀が展示されます。組合活動の基盤に普及啓蒙を置いていきますから、いろいろの方に名刀というものをみていただきたいです。

刀剣以外の趣味は。荒勢 これは趣味といえるかどうか分かりませんが、十年前に高岡市の町中から郊外に引っ越ししました。杉本立に開かれたところで、空気が寒なおしい。こういうところでは、さういふのが急須でした。いまの住まいに満足しています。(佐々木裕)

海外で刀剣の評価が高まっているそうですね。荒勢 美術品として明確に理解されるようになってい

ます。そこで、よく指摘しておきたいのは、刀剣の値段は日本だけのものではないということ。いま世界はひとつといわれますが、刀剣の世界でも欧米の値段が直ちに日本に比べる時代になっています。

＜プロフィール＞

あらせ・えいいち 昭和25年県立高岡工業高校に入学。勉学のかわり刀剣商を志す。昭和57年8月刀友会館代表取締役。昭和63年9月全国刀剣商業協同組合発足と同時に専務理事に就任、平成3年3月から理事長、富山県出身、62歳。

新紙幣

副理事長

伊波 賢一

日本銀行券が20年ぶりに新紙幣となり、改刷発行される。

代表格となる1万円札肖像の私の記憶は「聖徳太子」であり、その後、学問の代表者、そして今回の大実業家へと変遷する。商業に光を当てた時代の変化なのだろう。

一方、紙幣製造技術の進化導入は必須で、さまざまな匠の技が活かされている。

言うまでもなく紙幣は国家の顔であり、信用である。それが崩れると国家の転覆にも繋がりがねず、刑法第16章(通貨偽造の罪)に行使、取得、準備に関わる各条項があるのも当然だろう。「取得後知情

行使罪」と言う聞きなれない言葉もあり、変造、偽造防止が取り締まられて国家の信用が保たれている。

私たちの業界にも、刀剣登録証や各鑑定書、認定証など、各種の付属書類が長年存在し、正しい所持・保管と価値評価が担保されている。

紙の持つ「機能」だけでなく、そこに生まれる「安心」と「信用」を持続させることも、業界の社会的地位向上に必要なだと真剣に思う。

近年の当組合は、公共を対象に信用力を延ばし、特にその効果を上げている。

皆さんとともに、業界の信用力維持と向上に努めたい。

生きる糧と力になる

副理事長
土 肥 豊 久

30年、40年とお客さまになっていただき、刀剣・小道具・骨董品などをお買い上げいただいた方の中から、今日はお医者さまのMさんについてお話ししたいと思います。

1カ月に1度か2度、お店にいらっしやると、いつもニコニコして見ていただき、必ず1点か2点、3点と買っていただき、次回いらっしやる時に支払っていただいております。

秋草の図が特に好きで、出来の良い刀装具の鐔・小柄などがあれば一番に買っていました。お話が好きで、息子さんのこと、病院でのことなど、いろいろと伺いましたが、責任感が強く、一徹な信念の方で、患者さんに対しても同じ思いでした。

今晚が山だと思う人がいると、夜眠れなくなる、その時に机の引き出しから素晴らしい出来栄えの鐔や小柄などを出して見ていると、雑念を払うことができる。私にとって美術品を愛でることは、医者としての使命を全うできる、生きがいの糧と力なのだと聞かせていただいて、今度は私が商売をしながら、そういうお手伝いができると思うと嬉しく、ありがたく、もっと良いもの、素晴らしいもの、感動するものをお願いしたいといけなと感じました。

このように、お客さまに感謝し、感謝される間柄になれる喜びを感じる商売を、これからも続けられたらと思っています。

組合事務所

副理事長
服 部 暁 治

全国刀剣商業協同組合の活動拠点である組合本部事務所が新宿区大久保に所在していることは、組合員の皆さんご承知のことと思います。

創設以来2名の女性事務員が諸業務を遂行してきました(短期間、女性1名、男性1名あり)。現在までに総計15名ほどの女性に携わっていただいた記憶があります。

その女の園を、一度も訪れたことのない組合員が意外と多いのではないかと推察します。その理由としては、事務局との連絡事項は電話やFax、メール、宅配便でほとんど事足り、出かける必要がないのが第1でしょう。それに、電車か車で行くにしても場所がわかりづらく、何かのついでに訪れるという“ついで”が、銀座や新宿のように発生しないことがあるでしょう。

最寄りでは山の手線新大久保駅のほか、新線開通で地下鉄2駅も利用できますが、地底探検のような深さ、路線網の複雑さゆえ、乗り換えに慣れていない路線は都内の組合員にも難解で、まして全国から上京する組合員には、大久保は異郷の地に映るかもしれません。いや実際、新大久保は近年まさに異国の地です。訪れればわかります。

では実際、事務所へ出向く組合員はというと、理事会、編集委員会、大刀剣市実行委員会、評価査定委員会などの担当者で、会合ごとに来所要請が来るわけです。

それら以外でも、顧問税理士との打ち合わせ、給与支給を兼ねての新任事務局の様子伺いなどに、専務・常務らが出かけます。

そもそも、なぜ大久保なのか―。現在の組合員の東京での行動範囲は、美術倶楽部のある新橋界隈が中心で、開催される交換会は不定期を含め月に10日もあるのです。

何となく組合事務所だけが、♪都の西北にポツンとあるイメージです。

組合が大久保に拠点を構えた30年以上前は、第一次韓流ブームよりはるか以前で、現在ほど注目された街ではありませんでした。かといって、格安物件だったわけでもありません。

そこらへんのエピソードと、今後も組合事務所を訪ねることがないであろう組合員のために、いずれ機会をみつけて、事務所と大久保の様子を詳しく紹介しようと思います。

誉

専務理事

清水 儀孝

組合員の皆さま、平素は組合活動に多大なるご協力とご理解を頂き、感謝いたします。令和5年度の通常総会も滞りなく終了しました。

組合の理念は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を推進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。このように、第1章総則に掲げています。

組合事業は組合員の賦課金と賛助会員の年会費、また共同販売促進事業の「大刀剣市」ならびに市場運営事業(交換会)、評価鑑定事業、共同購買事業(査定買い入れ)等々の収入で賄っています。

組合員160数人の賦課金(組合費)を使って運営している以上、交換会や大刀剣市や他事業を赤字運営するわけにはいかず、12回の交換会を年2回(5月と12月)開催にし、また大刀剣市も昨年度より2日開催にしましたが、利益収支も昨年を上回りました。

組合創立37年になりますが、今後、時代の変化な

どを鑑みて組合運営を発展的に改革していかなければならないと思います。組合の信用力も徐々に高まりつつあり、共同購買事業の査定・買い入れは公の組織からの依頼が多くあります。この信用を守り続け、もう一つの屋台骨である共同販売事業を一層充実させていかなければなりません。

ほかにも資格認定事業や教育情報(やさしいかな)また刀剣界新聞の発行などさまざまな事業がありますが、皆さまのご協力をお願いします。

今、思い出すのは、故荒勢英一元理事長のお言葉です。組合の旗印は「普及啓蒙」、そして座右の銘は「誉」であると。私たちの生業は美術刀剣、工芸品という文化遺産を扱う「誉」ある職業なのだという自覚の下、向上研鑽に努めていきたいと思っています。

令和6年は新しい紙幣が発行され、またパリ・オリンピックが開催されます。新たな気持ちで、ともに取り組んでいきましょう。

細川家の守り神

常務理事

嶋田 伸夫

元禄14年(1701)3月14日、江戸城本丸内で日本三大仇討ちの一つ、赤穂事件の発端となる刃傷事件が起きます。

赤穂藩主・浅野内匠頭が吉良上野介義央を、殿中において切りつけるという、大名と旗本の衝突です。双方の何らかの権利がぶつかった末の事件だと推定されますが、浅野内匠頭は即日切腹、一方の吉良上野介はお構いなしとする幕府の裁定でした。

中世より武家の大法である喧嘩両成敗をも踏まえぬ理不尽な裁定であると異を唱えた、浅野内匠頭の家臣47名が翌年、吉良上野介邸に押し入り、吉良とその家臣を殺害し、主君の仇を取るという、世界でも有名な美談「忠臣蔵」です。

その後、赤穂浪士47名は、裁定が下される間、四家の大名家へ分けてお預けとなり、熊本藩細川家では、大石内蔵助を含めた17名の浪士を預かります。

元禄16年3月20日、幕府の裁定は47名に対して切

腹の判決を下し、17名の浪士は細川家下屋敷において切腹しました。

その17名が介錯人の元で切腹する、当日の記録画として描かれた絵画を、数年前に入手しました。

平成28年に起きた熊本地震により、この絵画の元の持ち主である方の菩提寺の本堂が倒壊したので、この絵画と刀剣を売却して、菩提寺の復興支援金に充てたいとの申し入れでした。細川幽斎以来、家臣として代々、細川家に仕え、明治以降も細川家と関わり深い家柄であったようです。

その絵画には17名の浪士と幕府の検視役、細川家の家臣団が描かれ、中央に大石内蔵助が3畳の畳の上で短刀を持ち、介錯人の安場一平が刀を大きく振りかざしています、

次の切腹人の吉田忠左衛門は、介錯人とともに庭先へ向かう構図で描かれています。他の浪士は白装束にて藩邸内に3列に並んでおり、藩主・細川綱利

はその場には相応しくない身分の高い方なので、絵画には描かれておらず、「杉戸内よりご覧」と文字のみ記載されています。

細川家では、浪士の切腹に際して最高の格式で臨み、畳3枚をそれぞれの浪士の切腹に使用しました。絵画の下部には畳が山積み描かれています。

全てを終わって細川綱利は、「浪士は当家の守り神である」と言ったとのこと。

これと同じ絵画と大石を介錯した刀が、安場一平の子孫の家に伝わっています。17名の介錯人は当

時、同図を写させて、それぞれが供養していたのではないかと推測します。

この絵画を長く守り伝えてきた同家のご主人も、浪士の命日には絵画を飾り供養してきた話をされていました。

細川家の守り神が描かれた絵画を朽ちさせることなく後世に長く伝え、江戸時代の責任の取り方がどのように厳しいものであったかを考え、現在の武力衝突を起こさせない環境づくりにつなげていきたいと思っています。

ヅカケン落とし

常務理事

綱 取 譲 一

昨年、飯塚賢路組員が他界された。家族との外食の折の嚙下事故と聞き、居合わせた方々の無念さは計り知れない。

当組合の黎明期を支えた1人であり、競売でも競り、発句に活躍する場面が多く、そこでもベテランの味わいのある方だった。また、危機管理と回避能力にも長け、そこは組合にも貸してほしい経験値でもあった。

では、常に厳しい人柄だったかという、氏を知る全員が否定するだろう。声を荒らげる場面は一度も見ることはなかった。その細身の体形からわかる通り、学生時代は長距離ランナーとして鳴らした。脳に酸素が届かない厳しい場面でも、巧みなレース運びをしたであろうことは容易に想像できる。

数居る刀剣商の中では、各種の太刀拵などに造詣が深く、大切にしている在庫には拵袋でなく、桐の「落とし箱」をおごり、その価値を強調した。太刀の形にくびれた縮緬と掛け軸の倍ほどある印籠蓋の

桐箱を見て、私たち昔の若手はそれを氏の名前の中央をとり「ヅカケン落とし」とプロレスの荒技のような名前を付けて呼んだものだった。

刀剣評価鑑定士認定試験では追試を受けてくれたの

が、永遠の思い出となっている。嶋田伸夫常務理事とともに立ち会ったが、その時の「すみませんね、お手数かけますね」と言った氏の照れたような笑顔。氏のそばにもう少しいたかったが、試験会場ではそうもいかなかった。

飯塚さん、安らかに眠ってくださいね。



いまだに納得できないこと

理 事

赤 荻 稔

この世界に入って53年目になる。

長い間やっている、「登録」に関していろんなことがあったし、これからもあるであろう。

『刀剣界』でシリーズ化している「登録証問題を考える」にも何回か投稿したが、今回は登録審査について印象に残っていることを書いてみよう。

だいぶ前ではあるが、知人の紹介で軍刀を見せられ、話を聞いた。父君が戦争に持っていったもので、唯一の形見なので大切に保存したいと言う。拝見すると、関の軍刀鍛冶の作で、刃文はもちろん、鍛えも認められる。

発見届を済ませ、指定された登録審査日に私が代

理で持参し、審査を受けた。

すると、これは鍛えてないから不合格だという。到底納得できず、抗議してすったもんだやったが、結局ダメだった。ちなみに、審査委員長は当時、わが県の刀剣界の重鎮と言われたS氏であった。

らちが明かないので、「それなら窓開けをします」と言って持ち帰り、持ち主と相談の上、無鑑査認定の研師を訪ね、窓開けをしてもらった。

数週間後に仕上がり、その研師も「これは間違いなく鍛えてある」と太鼓判を押してくれた。

ところがである。

次の審査に持参すると、またしても不合格。「どういうことだ」と詰め寄って抗議すると、審査員数人が別室に移動して協議を始めた。

結局、審査は通らなかった。

持ち主の意向もあり、任意提出はしなかった。申請者一代限り所持が許可される制度があるので、それを選択した。

公安委員会から交付してもらおう際はいろいろ言われたらしいが、その後は一切言ってこないという。

渡邊妙子先生に師事して

理 事
飯 田 慶 雄



歳の時でした。将来の進路を刀剣古美術商と定め、当店に來られた文化審議委員の広井雄一先生にどのように修業したらいいでしょうかと尋ねた際、「今日、日本刀を学びたいのなら佐野美術館がいいだろう。渡邊妙子氏を頼りなさい、私が紹

介状を書いてあげよう」と推薦を頂きました。

『全刀商』誌の発行に伴い、役員の任期中であるのでいくつかの共通テーマに則った寄稿を、との依頼が届いた。タイトル例にある「思い出の人」の文字を見た時、真っ先に頭に浮かんだのは、今年2月に鬼籍に入られた佐野美術館理事長、渡邊妙子先生の柔らかな笑顔でした。

静岡県三島にある公益財団法人佐野美術館の館長を長らく務められ、数多くの素晴らしい展覧会を企画、博物館運営企画分野で静岡県文化奨励賞を受賞された。また、文化財保護審議会委員を20年以上も務められ、地域文化功労者として表彰されるなど、文化事業の運営、審査活動にも数多く関与してこられた。

わが国の刀剣文化の普及活動に多大なる功績を残された先生には、刀剣業界にくみする者であれば誰もが有形無形の恩恵を授かっているのではないのでしょうか。

私が渡邊先生と初めてお会いしたのは2001年、18

20年以上にわたり今も通い続ける佐野美術館の鑑賞研究会「泉山会」の前身「日本刀初心者講座」の会場である降泉苑の広間にて、温和な表情を浮かべた渡邊先生に初めてお会いした時のことは、つい昨日のこのように思い出されます。

当時は佐野美術館の素晴らしさも全く知らず、ただ言われるままに叩いた門でしたが、その後、先生には数多の名刀を拝見させていただき、鑑定眼を鍛えられました。のみならず、真摯に仕事に打ち込むこと、人としてのあり様など、人生全般にわたり本当に多くのことを学ばせていただき、まさに人生の転換点となった思いです。

最初に師事したい旨を伝えた時、先生からの第一声「飯田さんは御刀の格がわかる刀剣商になってくださいね」の一言は、私の刀剣人生を支える大きな一本の指針となっています。

小柄な割に酒豪で知られた先生は、鑑賞会後の会食でお酒が入った際には楽しいお話をたくさん聞か

せてくださいました。

後に刀剣界における重鎮の一人となられた先生ですが、佐野美術館の開館に伴い学芸員として入職した折には、「女性が刀剣に触れることはまかりならん」と扱わせてもらえなかったこと、女性を軽んじる古めかしい慣習と闘い、いかにしてそれを突破してきたのか。後に『日本刀は素敵』にまとめられていますので、ぜひご一読をお勧めします。

年間のすべての展示を特別展にするとの決断から多くの衝突もあったと聞きますが、晩年、席をご一緒した折に「飯田さん、60歳を過ぎたら皆が優しく

協力的になってくれてね、70過ぎたら皆が何でもしてくれるのよ。今は本当に楽になったわ」と柔らかな笑顔でお話しされていたご様子からは、長年の苦勞が実を結んだ喜びがうかがえました。

長い闘病の末、残念ながら帰らぬ人となりましたが、ご葬儀には年代を問わず本当に多くの業界関係者が参列されました。それは、師の真摯な学芸員人生の素晴らしさを示したものと思います。

今日の私があるのは全て師の教えの賜物と、衷心より感謝申し上げるとともに、ご冥福をお祈りしております。

刀剣組合のさらなる発展のために

理事
大平 岳子

全国刀剣商業協同組合は昭和62年(1987)に内閣総理大臣の認可を受けた団体です。歴代理事長は柴田光男氏からスタートして、荒勢英一氏、飯田一雄氏、朝倉万幸氏、飯田慶久氏、深海信彦氏、清水儀孝氏、そして再度、深海氏が就任され、既に37年を迎えています。

その間、バブル崩壊やリーマンショック、コロナ禍という荒波にも耐え、本来の目的である、組合員の社会的・経済的地位向上と、組合員相互の親睦を図る目的に向かって、理事長はじめ各役員、各組合員の皆さまのご協力を得て発展してきたものと信じております。

有能な社長の元で、その会社は発展を遂げ、無能

な社長では継続が困難となるように、この全刀商でも、歴代の優れた理事長がその時代に合った舵取りをしていただいたおかげで、今日の発展を遂げ、刀剣商としての地位向上が実現されてきていると思われます。

現理事長の手腕は絶大で、『やさしいかな』の全面改訂や「刀剣評価鑑定士」資格認定事業の推進はもとより、今後の刀剣組合の新たな方針等、古きを守りながらも、このグローバルな情報化社会の時代に対応していかなければならないわけですので、柔軟な考えやアイデアが必要になると思われます。組合のさらなる発展のために、深海理事長のもと、一致団結し協力していきたいと思います。

寸 感

理事
生野 正

大きな組合より、小さくても内容が充実した組合である方が良いと考えます。

刀剣業界は昔から大手が参入するような職業ではありません。商材となる日本刀や甲冑、鐔・小道具は工業製品とは違い、再生産が利かない有限な資源であることは紛れもない事実です。商材も組合員も数が多ければ賑わって良いという考え方は、われわれ組合に合わないと考えます。要は質が高いことが重要だと思います。

現在、われわれの組合は高齢化に伴う組合員数の

減少が危惧されており誠に寂しい限りですが、近年の退会者数と加入者数の増減を見た場合、大きく減少している様子は目立つほどでなく、業界が至って健全であることを示しています。

しかし、今後を鑑みますと、刀剣商を目指し、勉強して、いつかは組合員になりたいと努力されている方もいらっしゃるはずですので、われわれ刀剣商業協同組合はこうした真面目で質が高い人材、生業にしたいと真剣に希望する人に門戸を開いていくことは必要なことと思います。くれぐれも間違えた舵

取りをせぬよう、しっかり考えなくてはならないと今一度熟考すべきであります。

将来の担い手である若い組合員の足を引っ張るような人を決して組合員にしないこと。特に外国人業者の参入には慎重な姿勢で臨んでいくことが重要と考えます。

ほとんどの日本人のように真面目でルールと約束を守り、他人を思いやる謙虚さや常識というものが普通に海外で通用すると考えたら大間違いです。災害や内紛が起きると必ずというように、暴徒化した人々が商店などを襲撃する様子がニュースになります。このような愚かな行為は、海外ではあり得ることなのです。隣国では、先進各国による経済援助によって急成長することができた恩恵に背き、経済力

を軍事力に転換し、世界進出を企んで弱い国々に迫っています。これは誰もが理解しやすい一例です。

現代において最も大切なことは、われわれ組合員が一丸となって団結していかないとならないということです。二度と作ることができない大切な資源を、若手刀剣商に託すんだ、という考えで運営していかないとなりません。近い将来、あの時の愚かな理事たちや、お人好しの先輩たちが業界をぶっ壊したんだ、と言われないように！

これからも深海理事長率いる全国刀剣商業協同組合は刀剣業界全体の発展と、われわれ組合員の地位向上を目指してまいります。引き続き皆さまのご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

一丸となって

理 事
瀬 下 明

長かったコロナ禍が収束したのもつかの間、世界各地で起きている戦争、そして国内では円安による経済不安と、高度成長時代を知るわれわれにとっては考えられない時代となってしまいました。

昨今、物価は次から次へと値上がりが続いているのですが、刀剣に関しては例外のようで、名品はますます高価になっている一方で、その他の多くは逆に値崩れしているように思えます。これからも円安が続けば、必需品ではない刀剣の業界での影響が懸念されます。

救いなのは、その時その時に根強い愛刀家の方がいらっしゃるので、お求めいただけると思います。が、以前のように幅広い方々にお求めいただけるか心配になります。

このような時代だからこそ「組合」という大きな組織があるので、明るい活気ある未来を迎えられるよう、皆さんそれぞれ妙案を出し合い、全員一丸となってこの難局を乗り切っていこうではありませんか。

組合員増加への期待

理 事
松 本 義 行

組合加入者数が減少している。高齢化による他業や廃業に対して、新規加入を増やさなければならないという焦りは、しかしながら皆に感じられない。

刀剣・刀装具の売買規模は、大ブームであった約50年前から長期縮小傾向にある。そのため、刀剣商の数と軌を一にした組合員の減少は当然と言えば当然。しかし、永続を前提として次世代を見据えた組織の維持、活性化を忘れてはならない。そしてそれは、社会や人々の考え方の変化に即した組織づくりでありたい。

若手刀剣商育成の場といえる全国美術刀剣青年会

に20代、30代が少ないことから、何か対策を講じる必要があるのではないだろうか。

全国刀剣商業協同組合は内閣総理大臣認可である。組合の実績が信頼を生み、組合員であることが信用になっている。組合員は法令遵守が求められ、組合の信用を損ねるような行動は厳に慎まなければならない。そのため、業歴や信用力が万全ではない刀剣商、特に若手刀剣商には加入判断に厳しい目が向けられ、新規加入者は現状減少数に見合っていない。だから、意識的に増やす目標(数値)を掲げて取り組む必要があると思う。

その中で、個人的に望ましいと思える姿は、「40歳代までの若手刀剣商が増える、女性刀剣商が増える、国際(外国人)刀剣商が増える」である。これら新参者といえる刀剣商が新たな売り先を開拓し、売買高(市場)を拡大させ、ひいては刀剣商が皆、潤うことにつながればよい。

例えばそのために、組合に「刀剣商アカデミー」部門を創設し、刀剣商を志す新参者を集めて教育指導を行ってはどうだろうか。インターン(昔でい

ば丁稚奉公)制も斡旋して現場を経験してもらい、組合機関紙『刀剣界』や「大刀剣市」、組合交換会の助手も行わせる。教育指導に伴うカリキュラム策定や授業料、講師の報酬など実現への道のりは険しいけれども、求める刀剣商を組合が積極的に育成する。刀剣商をあこがれの職業にする夢を描きたい。

幅広く新たな刀剣商(人材)を迎え入れることが、われわれの商売を拡大活性化させ将来の刀剣界発展につながると考えている。

私の宝物

理事
冥賀 吉也

いつの間にか喜寿を迎える年齢になった。

学生時代から現在に至るまでの約60年間、刀一筋の人生であったような気がする。思い起こせば、数多くの諸先生、諸先輩、良き仲間たちに変えてお世話になった。

ここで、特にお世話になった大恩人の方々をご紹介します。

柴田光男先生には11年間の修業時代に、刀剣学はもとより、人間としての基本を教えていただいた。



「商人道」「礼儀作法」「信頼とは」等々、数え切れない。

佐藤寒山先生には、学生時代から先生がお亡くなりになるまで、「刀和会」という刀剣塾で数多くの名品を見せていただき、さらに解説をしてい

ただいた。ある時、「君は何故この太刀を来国光と観たのかね」と問われた時のことを思い出すと、今でも冷や汗が出る。

藤代松雄先生にも約20年間、藤代一門の弟子に交じって教えていただいた。鑑定刀の解説は「観ての通りだ」とごく簡単であったが、時に「彫りが常のものと違うのでは」などと質問すると、奥の書斎から数多くの文献を持ってこられ、わかるまで徹底的に教えてくださった。研師ならではの奥深い解説であった。

今年2月に亡くなられた渡邊妙子先生には学生時代の4年間、実にお世話になった。夏と春の合宿は、いつも三島の佐野美術館で開催させていただいた。約1週間、朝から晩まで刀漬けであった。私の日本刀の知識の原点は、佐野美術館である。

このほか、荒木斎蔵先生はじめ、お世話になった方々は数え切れない。

この多くの方々の思い出が、私の大切な宝物である。

お世話になった先輩たち

理事
持田 具宏

小生もそろそろ65歳を迎え、高齢者となってしまいます。

思えば、29歳と8カ月で杉江美術店さんに採用してもらってからですから、もうすぐ業界35年目となります。店で10年修業し、それから独りで営業して25年…。いろいろありました。

正直な話、業界のシステム、就中「交換会」なるもののシステムに慣れるまでは、何となく大変でした。“何となく”というのは、番頭時代からわかっていたつもりなのに、いざ自分が参加してみると当初の考えと違っている場合が多かったりして…。

そんな中、中学・高校の2年先輩である福隆美術

工芸の綱取譲一さん（今や常務理事で大刀剣市実行委員長の綱取さんなのだが）が、業界のことや先輩たちの人脈、お客さまとの対応など、丁寧に、お酒を飲みながら教えてくれました。

綱取さん自身、2代目で、お父上からの業界歴は半世紀以上に及びます。そして、それがきっかけで、業界の飲み会や旅行会に参加させていただきました。

その中で、2世、3世、さらには4世、5世で明治時代から刀・刀装具を扱っていらっしゃる方も存在しているということが、小生にとっては驚きでし

た。しかも、そういった方々は皆、小生のように何もわからない人間にも親切だったり、優しかったりするのです。

そういう意味で、お世話に与ったのは、歴代の刀剣商を含めたベテランの方々ということになるのでしょう。

しかしながら、それらの方々を統合し、全国刀剣商業協同組合の理事長をしておられるのは、一代で銀座長州屋を築き上げた深海信彦さんだということを忘れてはなりません、これはおそらくは、深海さんだけの特別なことなのでしょう。

新しい「大刀剣市」

理事
吉井 唯夫

昨年、コロナ明けでの2回目の「大刀剣市」が開かれました。

今までは、3日間の開催でしたが、2日間と日程を変えての開催。好きな刀剣を、刀装具をせわしなく見て回られ、買われた作品を持って来ては、ニヤニヤと自慢されながら「見足りない、もっと時間が欲しい」「なぜ2日間に…」と。また、初日の入場の際、入場者がエレベーターに収まりきらず、東京美術倶楽部の建物からはみ出し、愛宕警察署の方にまで列をなしていたそうで、入場までに30分以上かかったことに軽く文句を言われ、今後に課題を残してしまいました。

しかし、「他の催しで、ここまで入場者が多いのではないです」と、美術倶楽部の方も言われていまし

た。この時期に非常にありがたいことだと思いながら、こちらもせわしなく対応に追われました。

最近では、どの業界においてもネットでの売買が増える中、多数の作品の中から他の作品と比較し、自分の眼で納得のいく作品を選べる2日間。手に取り、全体を見て、角度を変えながらルーペを覗いてうなずき童心に返るお客さまと、私たちも楽しくお話しさせていただいています。

本物に出会えるこの「大刀剣市」にご来場いただいている皆さまのご要望に答えるべく、出展者一同も趣向を凝らし、身近で魅力的な美術品を提供するべく努力いたしています。美術業界の発展の一端になればと、世界中に発信できればと、この思いをこれからも大事にしていきたいと思っています。

東京都庁
訪問記

刀剣類の登録事務について意見交換

■令和6年2月5日は^{みぞれ}曇りの降る寒い日となった。当組合の深海信彦理事長と嶋田伸夫防犯対策部会長は、東京都教育庁地域教育支援部管理課を訪ね、萩原元課長代理と登録審査事務担当の吉田公道氏と面談し、登録証に関する諸問題を話し合った。以下は、この席に立ち会った記者のリポートである。

萩原氏は現在の職務を担当して2年ほどという。月1回の銃砲刀剣類登録審査会にも立ち会って、現状把握と改善に積極的な方であった。吉田氏は登録審査業務の責任者で、平素お世話になっている。

さて今回の面談では、全国の刀剣関係の方々から寄せられた情報や要望から浮かび上がるさまざまな登録証問題をまとめたレジュメをお渡しし、一つ一つ説明しながら、意見を交換した。

①刀剣を載せる台について

まず、刀剣の現物確認の時、研磨の施された刀と錆身の刀とを同じ台に載せて計測することについて。研磨してある刀を傷つけない、錆びさせないように配慮が必要ではないか、そしてそのために、台を2つ用意して使い分けしてはどうかと提案した。

それに対して萩原氏は、基本的に、登録審査担当者が臨機応変に対応していること、台を使い分けるのは時間的に難しいかもしれないので、事前にご相談いただければ、という。そこで深海理事長が、台はどのようなものを、どんな風に用いているのか質問すると、木の台の上にそのまま載せているという。そこで吉田氏が台を持参し、一同、あらためてそれを観察した。



左から深海理事長、嶋田防犯対策部会長、萩原課長代理、吉田氏

深海理事長は、文化庁や公益財団法人日本美術刀剣保存協会の審査で用いられている計測台とその使い方に比較すると、都庁のやり方は不適切で、計測台にはフェルトを貼るなりして配慮する必要があると提案した。

所持者としては、台の上に載せられた自分の愛刀が板の表面に直接触れ、登録審査委員が刃区を物差しの角に合わせるために動かすと擦れて傷つくのではないかと心配するのは当然で、それを避けるべく、フェルトを張れば、傷がつく可能性は小さくなると伝え、都庁側は、反りを計測するための目印が見えなくなるかもしれないという。

それで深海理事長が、刷毛で台を入念に掃除すればいいのではないか、そうすれば、他の刀を載せた際に付いた錆も除去できる、と提案。そこで、今後は刷毛で計測台をよく掃除しよう、刷毛を使うことだけでも文化財保護の姿勢が明確になり、それはとても良いということになった。

②登録内容の情報開示と現物確認

登録証の内容(刃長・反り・銘文・目釘穴数)が一致していて日付の一部が異なる場合については、訂正などの手続きを簡素化することができないだろうか、と質問すると、都は原票と照合、さらには登録証のコピーを送ってもらって対応しているが、原票と登録証が一致し、現物と異なっている場合、やはり簡単には直せないし、内容確認が必要になるという。

日付が異なる場合、せめてどう異なっているのか情報を開示してもらえないだろうか、という、開示できないのは、問い合わせている人が本当にその刀の善意の所有者かどうか確認できないので、個人情報保護の立場から開示を控えているとのことであった。

「こんな些細なことなら答えてくれても良さそうなもののに」と思われたことも、実は深い配慮があったのである。

単なる日付の誤記だと思っても、それが本当に単なる誤記なのか、確認が必要であるということだ。

しかし善意の所有者からすれば、自分のせいではない間違いでなぜ時間を割き、わざわざ登録審査会場に足を運ばねばならないのか、という不満があることについても、一同、あらためて確認した。

③内容確認と職員の不在

電話で登録証の内容確認をする際に、休暇や休憩で担当者がおらず、そして担当者は1人しかいない、ということで、買い取りの際にとっても困ることがあることを伝えた。各都道府県の登録事務担当が専任1人のみというケースは多く、例えば、金曜日に問い合わせた担当者が不在で、確認が月曜日になるなどというケースもあり、なるべくサブの人を置いて、対応してほしいと要望を伝えた。

この時、約30年前の登録業務を振り返り、その仕事量が何倍にも増え、多忙を極めていることが話題となった。深海理事長によれば、それは平成3年以來の組合発行の『やさしいかたな』による「所有者変更届を出しましょう」の影響も大きいという。また発見届と受理は警察の仕事で、登録は文化行政だが、教育委員会は不正登録問題の解決に携わっており、いわば警察の業務と文化行政の両方に関わっているとも言え、また東京都は発見届出数と刀剣愛好者が多いので、多忙となるのは必然。われわれの知らない苦勞を今更ながらに知った。

④返却済み登録証のこと

「この登録証は既に返却されているので無効だ」とされるケースも話題になった。輸出した後の未返還登録証、再発行後に見つかった紛失登録証の未返還の問題は、都庁が捜査する機関ではないところから対応は難しい。未返還登録証と輸出に関連し、外国からの輸入刀剣の登録問題も話題になった。この件については「刀剣・和鉄文化を保存振興する議員連盟」も注視していることが話題になった。

⑤デジタルカメラの導入

今後の登録証交付についても提案した。登録時にデジタルカメラで茎の写真を撮影してデータを保存することで、業務を簡便化できるのではないかということだ。これについては東京都もよく理解してお

り、他県の登録の刀の内容確認の際にはデジタルカメラでの撮影をしているとのことであった。ならば全面導入かという、これも容易ではないらしい。というのも、デジタルカメラでの撮影は簡単だが、その後のデータ処理や台帳との照合ができるシステムの構築は、データも膨大になることから今すぐには対応できないというのである。ただ、それでも将来的にデジタル化を進めることに理解はあるようだった。

⑥特別な登録証に対する愛着への配慮

登録証の発行された都道府県と発行年(昭和26年など)に対するこだわりや愛着についての配慮も提言。東京都だけでは対応できないことではあるが、所持者の思いや気持ちはわかるという。

⑦登録事務担当者会議について

また、都道府県の登録事務担当者の会議が年1回11月ごろに開催されていることも知った。業務上の課題など情報を交換し、良い所は採るのも有意義だし、大いに情報を交換して業務改善に生かしてほしいと思った。例えば現在、東京都は登録の費用を電子マネーで支払えるようにしているが、これも昨今、同会議で話題になったという。先に触れた計測台を刷毛で掃除することも情報として共有されれば良いのではあるまいか。

話し合いを終えて

平素、登録事務では何かとお世話になっている教育庁の萩原課長代理、現場リーダーの吉田さんのご両人と面談したことで、東京都が法令を遵守しながら、誠実に登録事務に取り組んでおられることが大変よくわかった。また、刀剣関係者側からの問題点や疑問を先方に伝え、できるところからやっていきたいと思いますという思いを共有できたことは意義深かった。

外へ出ると、霽は既に重たい雪に変わっていた。

(T・K)

登録事務の改善に関するご提案

全国刀剣商業協同組合
防犯対策部会総務委員会

刀剣の登録証にまつわる業務でいつも大変お世話になっております。登録証と原票の内容の不一致等について、さまざまなお考えの方がおられるようで、ご意見やご要望が当組合にも寄せられております。

ご意見・ご要望の多くは、一言でいえば、各都道府県での過去の登録の際に発生した、登録証の記載

事項の誤記を原因とするトラブルの解決、事務手続きの簡便化です。既にお察しのことは存じますが、刀剣を取得した善意の第三者が、所有者変更届をしようとする時、登録証・台帳の不備や、台帳の電子化の作業中の入力ミスによる台帳不備により、困惑するケースが多発しているのです。

私どもは、そうした問題に対処するため、またデジタルカメラやパソコン、インターネット等IT環境の進歩した昨今の事情を踏まえ、登録時の原本作成や訂正再交付手続き等の見直しの時期が来ているのではないかと考えております。以下に要点を記させていただきますので、ご検討の程、お願い申し上げます。

①登録審査時における刀剣類の扱いについて

登録審査に参りますと、現物確認の際、刀剣に直接接触れる計測台や袱紗が清潔なのだろうかと思われる方もいるようです。研磨の施されている刀剣に配慮することなく、一律に同じ計測台に載せることにより、刀身に細かな傷や錆が付く可能性があるというご意見です。刀剣が傷ついたり、錆が付いたりするのを防ぐため、錆びている刀剣類（たとえば倉庫などから発見されたばかりの、錆のある刀剣類）と研磨されていて錆びていない刀剣類を分けて計測台を使用すべきかと存じます。

②登録証の内容が合致して登録年月日が異なる場合の対応について

登録証の年月日の一部だけが異なっている場合、その対応は都道府県によってまちまちです。全国の都道府県教育委員会で意見交換していただき、許容される交付年をいつごろまでとするか等、対応の統一が必要ではないでしょうか。

しかも年月日の一部、例えば、○月△日の月が異なる、日が違っている場合、実際はどうか現状ではお答えいただけません。しかし、年月日が台帳でどうなっているのか、秘密にすることにより、いかなる犯罪が防止されるのでしょうか。それともかねがね疑問だというご意見もあります。内容が合致していて、単なる日付の誤記である可能性が高いのであれば、何月何日なのかお教えいただき、簡便な名義変更ができるよう希望いたします。

③登録業務の引き継ぎと業務の把握

新年度を迎える時期、各都道府県では登録業務の担当者が代わることがあります。が、引き継ぎが不十分で、新任の方が刀剣の基礎的な知識のない場合も多く、登録証の内容確認や記載不備への対応、台帳の確認の際に不手際が生じ、必要以上の時間を費やすことがあります。年度替わりで担当者が交代しても業務が円滑に行われるよう、引き継ぎを十分に行っていただきたいと思います。

また登録証の内容確認をする際、担当者が休みなどで不在の場合、内容確認ができないというケースもよくあります。内容確認は緊急を要することもありますので、いつ、いかなる場合でも対応できる態

勢を整えていただきたいと思います。

④訂正再交付の手続きの簡便化

登録証の内容がほぼ合っていて、登録証の改竄、偽造の可能性が低いことが明らかな場合でも、常に現物確認を強いられることに疑問があります。

現在、都道府県教育委員会の多くは、登録時の審査員の測定の誤り、記載の誤りが原因で登録証に不備がある可能性が高い場合でも、判で押したように、現物確認を指示します。しかし、状況を鑑みて、情報のやり取りをすることにより、現所有者に負担の少ない訂正、再交付の手続きが本当はできるのではないのでしょうか。

例えば、銘字や種別の誤記などの場合、現所有者からメールなどで送付してもらった茎のデジタル写真や鑑定書があれば、そのスキャンデータを台帳と照合すれば、登録審査会場にわざわざ足を運ぶことなく（審査会場での滞在時間は1時間から2時間になることがあり、また往復の時間を考えると半日仕事となります）、登録証の不備と現品の銘字の確認ができるのではないのでしょうか。

⑤登録証の内容についての開示のお願い

刀剣の取得者は、名義変更や内容確認をした時、登録証の記載内容と原票との不一致などを初めて知ります。その際、何が不備で名義変更ができないのかを質問しても、現所有者には回答されないことが多いです。しかし、内容がどう異なっているのかを開示し、また現所有者と情報交換を行えば、再交付手続きが簡便になるのではないのでしょうか。

⑥新所有者の希望に沿った対処

刀剣の所有者の中には、刀剣そのものも気に入っているけれど、登録証が自身の出身地と同じであるから愛着があるなどの理由で、その登録証を特別に大事にしている人も少なくありません。しかし、登録証の不備があり、登録証を発行した都道府県教育委員会が誤記を認めない場合、多くは「記載と台帳の文言が違うので、今後は審査を受けた都道府県の指示に従ってください」と言われ、審査を受けた都道府県で再交付されてしまい、愛着のある都道府県の登録証ではなくなってしまう場合があります。登録証に特別な愛着がある故に、その抹消を望まない人は大勢おります。所有者の希望を汲んだ対応ができないのでしょうか。

⑦登録審査員が読み取った銘文をその場で申請者と一緒に確認すること

登録審査委員は読み取った銘文を、登録に来た人に開示しない場合が多いです。それ故、誤読・誤記

があっても気づかず、正しく記載されていると信じて帰宅し、後日(場合によっては数年後)、誤りが明らかになることがあります。そんな場合も当然、また現物確認が求められ、大変な手間暇です。

そのようなことにならないよう、登録審査委員の方は読み取った銘文と現物の銘文を、来場者とともに確認し、双方納得の上で登録証を発行していただきたいと思います。

また後日、誤記が判明した場合に、速やかに訂正再交付ができるよう、登録時に必ず、茎をデジタルカメラで撮影し、台帳とともに記録することを提案させていただきます。

⑧既に返還されている登録証とその対応

刀剣を取得した後、登録証の内容確認をしたり、所有者変更届出書を提出した際、現在付されている登録証が、実は過去に返還されている事実が明らかになり、「無効です」と言われることがあります。善意の第三者である現所有者にとっては、なぜそんな事態になっているのか、返還されているはずの登録証が現実には付帯しているのはなぜなのか、全くわからないことです。が、責任は現所有者に求められ、現物確認を指示されます。

しかし、先に申し上げましたように、事情をよくよく聞いた上で、茎のデジタル写真と登録の内容を

照合して確認し、現在付されている登録証を回収した上で、速やかに新しい登録証を再交付することは可能なのではないのでしょうか。ご検討を賜りたいと存じます。

昭和26年に始まった刀剣の登録業務ですが、原本作成にまつわる何らかの不備は少なからず発生しておりますし、また今後も必ず起こると思われます。しかし登録審査の際に、今後はデジタルカメラで茎の撮影をして、写真をデータベースで検索できるようにしておけば、誤記入や入力処理ミスなどを後日、簡単に確認することができるよう思われます。そうなれば、利用者も行政も楽なのではないのでしょうか。また現物鑑定審査の申し込みもデジタル化してはいかがでしょうか。

以上、登録証にまつわる問題点を述べさせていただきました。当組合もご意見を承りながら、改善にご協力できることがあれば、ぜひお手伝いさせていただきたいと考えております。

当組合といたしましては、お話し合いの叩き台とするべく、登録証に関する問題点の一部を列記した次第です。ご一読の上、何卒ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

(令和6年2月5日に東京都の担当者と面談した際、提案した全文です)

登録証問題を考える

登録証問題研究会

事例46

昭和26年千葉県登録、2尺5寸、文久年紀の勝村徳勝を取得したが、前所有者により登録証が白鞘にべったり糊付けされていた。接着剝がし液で登録証を慎重に剝がしたが、一部文字が読めなくなってしまう、棄損による登録証再発行のための千葉県現物確認審査を受けた。

現物確認が行われ、登録番号はそのまま登録証の再交付を受けたが、再発行登録証には、「昭和26年2月20日交付」の記載がなくなり、「令和5年9月7日再発行」の日付記載のみであった。

その点を担当者に問いただすと、訂正再交付は現物と登録証の不一致を改めた場合にのみ、当初の公布年月日を記載するが、棄損や滅失の場合の（訂正ではない）再交付登録証には当初の公布年月日は記載しないとの由。

それが全国ルールとも言われたので、訂正再交付でも当初の公布年月日が記載されている例はがあると、他県の訂正再交付登録証画像を複数送付して説明を求めた。すると、全国ルールは誤りであったこと、都道府県によりその記載方法が分かれていることが確認されたと、回答を受けた。

なぜ（訂正ではない）再交付登録証には当初の公布年月日が記載されないのかその理由は得られなかった。

昭和26年2月20日の交付年月日は伝来をうかがわせる貴重な情報であり、また特別保存刀剣鑑定書発行日（平成15年1月16日）との整合性が問題になる。そのため、文化財管理の観点から千葉県における再交付登録証の登録証日付記載方法の改定を求めた。

現在、千葉県では改定について検討を行っているようである。全ての再交付登録証に当初の登録証交付日が記載される全国統一ルールを願ってやまない。

事例47

登録審査時のデジタルカメラ撮影

本欄では、かねがね登録審査の際のデジタルカメラ撮影を提言してきた。今回、東京都の登録審査で、東京都がデジタルカメラ撮影を導入したことを知り、うれしくなった。

実は、兵庫県登録の冠落造短刀を入手した。内容確認をすると、銘文も寸法も一致した。ところが目

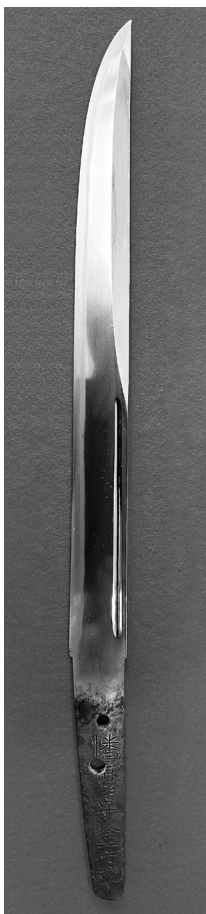
釘穴の数が異なっていた。現物の目釘穴は2個だが、登録証と原票は1個であった。それで現物確認をするべく手続きを進め、都庁に赴いた。

銘文、寸法、地鉄や刃文も一致している。目釘穴の数は誤認の可能性が高いということになった。見るとはなしに目に入った登録台帳のコピーには、何と刀身の造り込みのイラストが描かれているではないか！ 当時の担当登録審査委員の名前も見えた。「Y・I」とあった。知人だった。

刀や拵に詳しいその方は、「これはこんな形で…」とイラストを描いて説明することが時々あった。このイラストはまさにその方の手になるもので、また今日、審査に持ち込んだ短刀と全く同じ造り込みである。兵庫で登録された現品であることは確実である。

「撮影しましょうか?」。職員の提案で、登録台帳コピーの上に、短刀を載せ、デジタルカメラでの撮影が行われた。東京都からの報告の後、兵庫県が何と回答してくるだろうか。味なイラストの主も登録審査委員だから、当然、東京都の報告を見るだろうし。

ともあれ、刀剣の情報がデジタルデータとして保存されることはとても良いことである。登録の度にデジタルカメラ（またはスマホのカメラ）で撮影し、それを台帳に添付しておけば、問題があった際に、造り込み、銘文、目釘穴の数などについて、相違が一目で



第三号様式		登録証番号		兵庫 第 115782 号		銃砲刀剣類登録証	
平成	年	月	日	交付	登録	番号	115782
備考	銘文	目釘穴	反り	長さ	種類	刀	短刀
(英)	(漢)	(漢)	0.0	24.6	全長	全長	全長
(漢)	(漢)	(漢)	センチメートル	センチメートル	センチメートル	センチメートル	センチメートル
(漢)	(漢)	(漢)	1個	1個	1個	1個	1個
(漢)	(漢)	(漢)	口	口	口	口	口
(漢)	(漢)	(漢)	径	径	径	径	径
(漢)	(漢)	(漢)	センチメートル	センチメートル	センチメートル	センチメートル	センチメートル

兵庫教育委員会 印

判断され、業務は劇的に改善され、また、われわれも登録審査会場に行かずに、問題が解決されるかもしれない。大いに進めてもらいたいと思う。

事例48

昭和26年某県発行登録証は、刃長記載が2尺1寸4分0厘であるのに対し、台帳の記載が2尺1寸4分5厘であった。その他の事項はすべて一致。相違の原因は人的ミスと思われるが、その刃長5厘(1.5mm)の相違について、当県鑑定となる現物確認審査の指示を受けた。

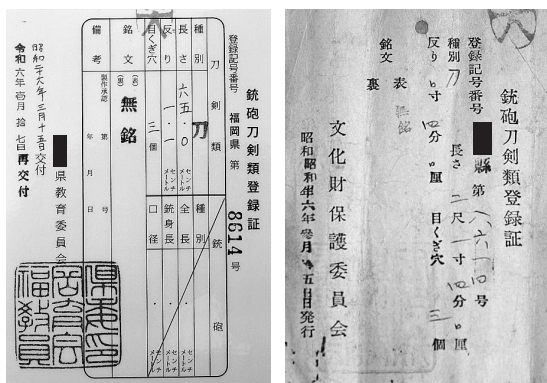
しかし、その指示は年間に数百点の所有者変更手続きと数十点の現物確認審査を受け、現状を熟知する刀剣商として、無意味であると思われ、納得が行かない。

その理由は、当該登録証は、登録制度が開始された昭和26年の3月15日発行である。この年に発行された登録証の中には「厘」部分を空白にしているケースも散見する。最小目盛が1分(3mm)の剣尺を使った目測で「厘」の正確な記載は不可能であり、徹底されていなかったと思われる。

目測による測定は、見る角度で容易に1～2mmずれる。現在のメートル法で1厘は0.303mm。現物と登録証記載の刃長「厘」単位のずれは許容範囲と解されている。現物確認審査はセンチメートルで測定、報告される。尺貫法を使わない現在において、厘の相違をセンチメートルで現物確認することは整合性を欠いてしまう。

そのため、前記を訴えとともに、台帳の記載内容(刃長・反り・目釘穴・銘文・彫刻・刃文)がおおむね確認できるように剣尺を当てた現物と登録証の画像を某県教育庁担当課に送付し、確認を受けた。すると、担当課より登録審査委員と協議するとわれ、協議した結果、「(画像では)現物と一致しているか確認が取れない」と判断されたので、再度、現物確認審査の指示を受けた。

やむを得ず指示に従い、当県の登録審査会で現物確認を受けたところ、「現物は台帳記載事項と一致



旧登録証(右)と再交付登録証

する」結果が当県より某県に報告がなされ、結局、某県より登録証の訂正交付を受けた。

現物確認審査を受けた時に、本件の概要を当県の登録審査委員に説明すると、「悪さを働く輩がいるので、万全を期す対応が取られたのでしょ」との意見であった。

現状は、誤字・脱字・目盛の読み違い等で現物が登録証・台帳と相違していることが頻繁にある。だから、現物と登録証および台帳の何が正しいか確認を行う現物確認審査が必要であることは理解している。

しかしながら、「すべて登録審査会で現物確認をしないと登録証の訂正判断はできない」と安易に現物確認を指示することは、あまりにも専門性を欠く対応ではないだろうか。

担当部署の裁量で、現物確認を不要とする場合があつてよいと考える。特に、内閣総理大臣認可の全国刀剣商業協同組合員の所有者変更届においては、申請者であるわれわれの知見と信頼性を考慮の上、特段の対応があつてよいと考える。また、ITが進歩した現在、現物確認審査の柔軟対応、例えば画像送信による容易な確認で済ませることを許容してもよいのではないだろうか。

そうした対応が図られている都道府県が最近あり、柔軟な対応に感謝している。「わずかでも相違がある場合は現物確認審査を伴うので所有者変更のためらう」があつてはならない。改善を切に望む。

議 事

令和6年5月17日(金)、全国刀剣商業協同組合は第37回通常総会を東京美術倶楽部において開催しました。

午前10時、司会の嶋田伸夫常務理事より出席状況の報告があり、組合員総数160名中、出席者69名、委任状提出者45名、合計114名と過半数に達したため、総会は成立することが告げられました。

土肥豊久副理事長の開会の辞に続いて、深海信彦理事長より次のように挨拶がなされました。

「お客さまや同業者からの信用度がどんどん高まっていると思います。それは、組合員の皆さまの刀剣商としての心がけの賜物であり、日頃の努力によってお客さまの信用も増幅されつつあります。それが多くの評価鑑定・査定依頼につながっています。

今後の組合の生きる道はやはり、一般からの査定評価が1点でも多くあって、そこで得た商品を共同購買事業(年2回の交換会)で組合員の皆さま方に買っていただく、その手数料と差益で組合を運営していく—こういうことが当面の理想だと思います。

今日は事業計画、収支予算に沿って数字を見えながら、組合員の皆さまに組合の実態を知っていただきたいと思います。よろしくお願いします。」

その後、深海理事長が議長に推挙され、議案の審議に入りました。

〈第1号議案〉令和5年度事業報告承認の件、ならびに令和5年度会計報告承認の件、同監査報告

〈第2号議案〉令和6年度事業計画案

〈第3号議案〉令和6年度収支予算案

〈第4号議案〉役員報酬の件

〈第5号議案〉経費の賦課及び徴収に関する件

〈第6号議案〉令和6年度借入金残高の最高限度に関する件

〈第7号議案〉1組合員に対する貸付、または1組合員の為にする債務保証の残高の催行限度に関する件

〈第8号議案〉その他、質疑応答で猿田組合員より能登半島地震義援金に関する質問がなされた。

以上の第1号議案から第8号議案まですべて可決承認され、服部副理事長の閉会の辞をもって第37回通常総会は滞りなく終了しました。

令和5年度事業報告

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

I 事業活動の概況に関する事項

令和5年度は新型コロナウイルスが5類に移行し経済活動に活発化の兆しがうかがえるようになりました。経済委員会の市場運営事業(交換会)も3回の開催で組合員相互の出来高は概ね目標を達成する事が出来ました。大刀剣市も今期から発展的改革として開催日を3日間から2日間に短縮して開催しましたが、1,988人と前期に変わらずの来場者がありました。当期純利益は前期を上回る事が出来ました。共同購買事業は国や公益法人から紹介や組合ホームページでの査定買い取り依頼によるものが多く、各理事がそれにあたり今後も組合の信用力の向上を目指すところです。

II 運営組織の状況に関する事項

1. 組合員数及び出資口数(出資1口20,000円)

	前年度末 現在		期間中移動						本年度末 現在	
			加入		増資	退会				
	員数	口数	員数	口数	口数	員数	口数	員数	口数	
計	163	1,754	2	15	0	6	60	159	1,709	

賛助会員100名

2. 直前3事業年度の財産および損益の状況

(当該事業年度は含まない)

期	36期	35期	34期
年号	令和5年	令和4年	令和3年
項目	前期	前前期	前前前期
資産合計	¥106,150,827	¥87,002,800	¥102,917,229
純資産合計	¥97,624,928	¥85,016,630	¥84,022,386
事業収益合計	¥72,336,343	¥28,361,800	¥28,646,950
当期純利益金額	¥12,770,798	¥1,249,244	¥5,002,332

3. 組合組織

- (1)役員：理事17名、監事2名
 (2)役職：理事長1名、副理事長3名、
 専務理事1名、常務理事2名
 (3)相談役：飯田慶久 1名
 (4)事務局：職員2名
 (5)組織：①経済委員会
 ②金融委員会
 ③総務委員会
 (6)関連団体：全国中小企業団体中央会

4. 会議開催概要

第36回通常総会

- 令和5年5月17日 於東京美術倶楽部
 組合員数165名、出席数66名、委任状73名
 第1号議案：令和4年度事業報告承認の件、承認
 令和4年度会計報告承認の件、承認
 監査報告、承認
 第2号議案：令和5年度事業計画案決定の件、承認
 第3号議案：令和5年度収支予算案決定の件、承認
 第4号議案：役員報酬の件、承認
 第5号議案：経費の賦課および徴収に関する件、
 承認
 第6号議案：令和5年度借入金残高の最高限度に
 関する件、承認
 第7号議案：1組合員に対する貸付け、または1
 組合員の為にする債務保証の残高の
 最高限度に関する件、承認
 第8号議案：役員改選、承認
 第9号議案：その他、承認

理 事 会

- 第1回理事会 令和5年4月15日
 第1号議案 職員採用・事務局修繕について、
 承認
 第2号議案 総会に向けて、承認
 第36回通常総会 令和5年5月17日
 第1号議案～第9号議案、承認
 第2回理事会 令和5年6月9日
 第1号議案 今期の運営方針、承認
 第2号議案 共同購買事業による143振買入品
 の検品について、承認
 第3号議案 大刀剣市の開催要項について、承認

- 第4号議案 その他、承認
 第3回理事会 令和5年6月16日
 第1号議案 大刀剣市開催日程について、承認
 第2号議案 事務局2名の退職について、承認
 第3号議案 共同購買事業による143振買入品
 について、承認
 第4号議案 日本美術刀剣保存協会審査につ
 いて、承認
 第5号議案 その他、承認
 第4回理事会 令和5年9月1日
 第1号議案 大刀剣市開催に向けての進捗状況
 について、承認
 第2号議案 事務局の勤務体制他について、承認
 第3号議案 インボイス制度への対応について、
 承認
 第4号議案 やさしいかたな発行について、承認
 第5号議案 現代刀作家の偽物流通への対応に
 ついて、承認
 第6号議案 刀剣協会への出張査定について、
 承認
 第7号議案 その他、承認
 第5回理事会 令和5年12月12日
 第1号議案 12月17日開催予定の組合交換会に
 向けての協力要請について、承認
 第2号議案 大刀剣市開催の成果と改善点につ
 いて、承認
 第3号議案 偽物刀剣の流通に関する警察当局
 の取締方針と組合の対応について、
 承認
 第4号議案 その他、承認
 第6回理事会 令和6年1月30日
 第1号議案 今年度の組合財政状況について
 (試算表等を参考に)、承認
 第2号議案 令和6年5月17日の第37回総会に
 向けての事業計画案を検討、承認
 第3号議案 能登半島地震に対する義援活動に
 ついて、承認
 第4号議案 その他、承認
 第7回理事会 令和6年3月16日
 第1号議案 今年度の決算状況について、承認
 第2号議案 能登半島地震災害に対する義援金
 について、承認
 第3号議案 組合員入退会の承認について、承認
 第4号議案 その他、承認

経済委員会

常務会 6 回、経済委員会 3 回、金融委員会 5 回、
総務委員会 8 回

5. 慶弔事項

*弔事 組 合 員：故 飯塚賢路
故 大西孝男
故 森野幸男

Ⅲ 事業別概要

1. 経済委員会の事業活動

①市場運営事業

本年度は年 3 回の開催とし、5 月 17 日・7 月 17
日・12 月 17 日と実施いたしました。

会場 東京美術倶楽部
取引方法 現金決済
手数料 4%

交換会の出来高は、下記の通りです。

市場運営事業実績・共同購買事業実績

	場 所	日 時	出来高(円)		出席数
第 1 回	美術倶楽部	令和 5 年 5 月 17 日	31,760,940	組合員相互	75 名
			12,107,500	共同購買品	
			43,868,440	合計	
第 2 回	美術倶楽部	令和 5 年 7 月 17 日	8,984,180	組合員相互	76 名
			15,001,000	共同購買品	
			23,985,180	合計	
第 3 回	美術倶楽部	令和 5 年 12 月 17 日	19,942,000	組合員相互	63 名
			10,866,000	共同購買品	
			30,808,000	合計	
		5 月・7 月・12 月合計	98,661,620		

②共同販売促進事業

令和 5 年度の大刀剣市は 11 月 18 日・19 日の 2 日間、
東京美術倶楽部にて開催されました。共同販売促
進事業の主たる目的は参加店舗の販売促進に寄与
し、組合の信用力を高めることであります。カタ
ログの作成発行とウェブによるカタログでの出店
者の商品紹介、各新聞社などで告知広告を行いま
した。来場者は 1,988 人でした。今後とも大刀剣市
はより良い改革を指向していく必要があります。

共同販売促進事業(大刀剣市)

期 日 令和 5 年 11 月 18 日・19 日

場 所 東京美術倶楽部

総事業収入	¥27,004,403
総事業支出	¥19,683,482
事業利益	¥ 7,320,921

③共同購買事業

「銃砲刀剣類等所有者変更届出書」在庫 販売中
書籍購入在庫

肥前刀備忘録 在庫 10 冊 販売中
佐野美術館図録(戦国武将の装い) 在庫 6 冊 販売中
〃 (備前一文字) 在庫 3 冊 販売中
甲冑武具重要文化資料 在庫 4 冊 販売中
大名家秘蔵の名刀展 在庫 51 冊 販売中

2. 金融委員会事業活動

のべ払い交換会を行う際は立替払金として商工
中金からの借入をこれに充当する。

3. 総務委員会の事業活動

①教育情報事業

- イ. 年 3 回発行の新聞「刀剣界」・年 1 回発行
の「全刀商」誌の継続
- ロ. 「刀剣評価鑑定士」の資格取得者の増加を
図る
- ハ. 組合買取商品名義変更届諸作業
- ニ. 「やさしいかたな」新版予定準備

②その他

- イ. 各都道府県警察署の依頼による法的盗難
品触れの通知資料の配布・発信
- ロ. 組合員の慶弔庶務事項の処理
- ハ. 理事会、組合規約、事業報告・計画案等
の総会資料、文書作成

令和6年度事業計画(案)

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

令和6年度事業計画(案)

令和6年度も組合員の相互扶助の精神に基き組合員のために必要な共同事業を行い組合員の自主的な経済活動を推進しその経済的地位向上を図る事を目的とします。大刀剣市は11月2日(土)・3日(日)の2日間昨年同様、東京美術倶楽部で開催します。市場運営事業(交換会)は本年度も2回の開催を概ね5月と12月に開催を予定しています。1回の組合員相互取引の出来高を2,000万円に定めます。(2,000万円×2回=4,000万円)共同購買事業は国や公益法人からの紹介や組合ホームページでの評価査定や買い取り依頼に基き、事務局来所や地方出張などで理事が対応にあたります。総務委員会の事業活動は年3回の「刀剣界」新聞と年1回の「全刀商誌」の発行を行います。刀剣評価鑑定士も事業の認知度をあげて底上げを図ります。「やさしいかたな」の新版を所管庁の協力を得て作成進行中です。組合員のご協力を得て各事業活動に取り組みます。

1. 市場運営事業

本年の交換会開催日は5月・12月の各17日と定めました。

- (1)開 催：2回
- (2)会 場：東京美術倶楽部、他
- (3)方 法：現金決済・交換会規約に基づく
- (4)取引高：各回 2,000万円
- (5)手数料：4%
- (6)経 費：一開催 30万円～40万円

2. 共同販売事業(大刀剣市・イベント)

東京美術倶楽部にて11月2日(土)・3日(日)の2日間開催を予定しております。

3. 刀剣評価鑑定士認定事業

第3回試験(予定)

4. 共同購買事業

刀剣、書籍、その他、付帯用品の共同購買を継続します。

5. 経済委員会の金融事業活動

特定金融機関 → 組合員
(組合保証)

6. 総務委員会の事業活動

①教育情報事業

- ・「刀剣界」新聞年3回・「全刀商」誌年1回の発行の継続
- ・組合員証・賛助会員証作成(5年毎の更新)
- ・やさしいかたなの新版・文化庁等の監修予定準備

②「刀剣評価鑑定士」事業の認知度拡大と普及活動

③共同宣伝事業

- ・大刀剣市とイベント時の新聞・業界紙・インターネットへの広告発信
- ・産経新聞・読売新聞・日経新聞・刀剣美術誌他への刀剣関係の記事掲載
- ・大刀剣市関連のカタログ作成配布
- ・業界他団体との共同事業計画
(全日本刀匠会・公益財団法人日本美術刀剣保存協会・公益財団法人日本刀文化振興協会等)
- ・他関係機関、団体への広報活動

④古物営業法変更等に伴う諸作業

- ・所有者変更手続きの円滑化を引き続き関係官庁に要請

⑤その他

- ・盗難品触れの配布・関係団体との折衝・通知資料の配布

7. 令和6年度 収支予算(案)

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

〈収入の部〉

科 目	金 額	備 考
市場運営事業収入		
交換会受取手数料収入	¥1,860,000	交換会 ¥1,600,000 (¥20,000,000×4%×2回) 交換会会費収入 ¥260,000
共同販売事業収入	¥25,000,000	大刀剣市出店費用収入金(国録代・NET代含)
共同購買事業収入(市場運営)	¥7,500,000	組合買取品 売却収益(見込)
資格認定事業収入	¥300,000 ¥600,000	資格認定試験・受験料・資格更新料 やさしいかたな(小冊子)作成
賦課金収入	¥3,380,000	組合員(160人×18,000)=2,880,000 賛助会員(100人×5,000)=500,000
評価鑑定事業収入	¥500,000	個人・法人査定料(見込)
事業外収入	¥250,000	受取利息・受取配当金・雑収入
合 計	¥39,390,000	

〈支出の部〉

科 目	金 額		備 考
事 業 費	¥25,450,000		
市場運営事業費		¥700,000	交換会運営費(会場費・手当・お弁当代)
共同販売事業費		¥21,000,000	大刀剣市開催費用 (会場設営・全国紙他HP広告代・ カタログ作成等他)
評価鑑定事業費		¥500,000	査定旅費交通費
教育情報費		¥2,300,000	組合新聞発行(刀剣界・全刀商誌)他
		¥600,000	やさしいかたな作成
資格認定事業費		¥300,000	認定書発行料・認定書
事業運営費		¥50,000	総会、他の事業費
一般管理費	¥13,940,000		
給 料		¥6,600,000	職員給賞与他 人件費等
福利厚生費		¥1,000,000	社会保険料・労働保険料他
広告宣伝費		¥800,000	日刀保・産経年賀・組合HP
旅費交通費		¥500,000	運搬交通費・駐車場費・定期代等
通 信 費		¥745,000	電話・インターネット・携帯・宅配・メール便・電報
水道光熱費		¥150,000	ガス・水道・電気
事務用消耗品費		¥600,000	リース料・カウンター料・事務用消耗品等
備品消耗品費		¥200,000	備品・消耗品等
租 税 公 課		¥1,000,000	諸税金・印紙
交際接待費		¥160,000	渉外関係
慶 弔 費		¥50,000	慶弔費
管 理 費		¥600,000	スカイプラザ(組合)
〃		¥80,000	ALSOK警備費
諸 会 費		¥150,000	関係団体(全国中小企業団体中央会)
支払手数料		¥900,000	顧問料(経理士・司法書士)
減価償却費		¥175,000	減価償却費
会 議 費		¥30,000	理事会、委員会他
雑 費		¥200,000	諸雑費
合 計	¥39,390,000	¥39,390,000	

11. 1 組合員に対する貸付け、又は 1 組合員の為にする債務保証の残高の最高限度に関する件

1 組合員に対する貸付け、又は 1 組合員の為にする債務保証の残高の最高限度額を 3,000 万円と定める。

12. その他

8. 役員報酬の件

役員は無報酬とする。

9. 経費の賦課及び徴収に関する件

本組合の令和 6 年度 12 ヶ月分の賦課金は次の方法により徴収する。

定額一律賦課徴収

現金又は振込一括納入

月額 1,500 円 × 12 ヶ月 = 18,000 円

賛助会員 年会費 = 5,000 円

10. 令和 6 年度借入金残高の最高限度の件

組合事業振興資金に充てるため金融機関からの借入金残高の最高 2 億円と定める。

令和 6 年度役員・委員会

役 員	
理 事 長	深海信彦
副理事長	伊波賢一・土肥豊久・服部暁治
専務理事	清水儀孝
常務理事	嶋田伸夫・網取譲一
理 事	赤荻 稔・飯田慶雄・大平岳子・生野 正・新堀孝道・瀬下 明・松本義行・冥賀吉也・持田具宏 吉井唯夫
監 事	大西康一・冥賀亮典
相 談 役	朝倉万幸・飯田慶久

委 員 会	
各委員会代表 理事長／深海信彦	
1 経済委員会（組合の経済事業全般）	
委 員 長	土肥豊久
副委員長	清水儀孝・新堀孝道
① 交換会運営部会	
	部会長／土肥豊久 瀬下 明・新堀孝道・松本義行・吉井唯夫・生野 正・飯田慶雄・青年部
買高担当	土肥豊久・網取譲一・服部暁治・松本義行
② 評価査定部会（組合事務所内及び出張査定・買取・委託等担当）	
	部会長／清水儀孝 相談役／飯田慶久 服部暁治・嶋田伸夫・網取譲一・新堀孝道・松本義行・持田具宏・赤荻 稔・飯田慶雄
③ 共同購買部会（「やさしいかな」出版管理及び書籍等の購買・組合員頒布）	
	部会長／嶋田伸夫 網取譲一・持田具宏・生野 正・大平岳子
2 金融委員会（主として交換会立替払資金管理及び金融機関との交渉）	
委 員 長	服部暁治
副委員長	網取譲一・嶋田伸夫 瀬下 明・新堀孝道・松本義行・大平岳子・飯田慶雄
3 総務委員会（組合運営の総括管理）	
委 員 長	伊波賢一
副委員長	清水儀孝・嶋田伸夫
① 「刀剣評価鑑定士」事業部会（刀剣評価鑑定士事業の運営・管理及び資格認定等）	
	部会長／冥賀吉也 清水儀孝・嶋田伸夫・瀬下 明・新堀孝道・服部暁治・土肥豊久・伊波賢一 松本義行・生野 正・大平岳子・赤荻 稔・大西康一・飯田慶雄
② 広報企画部会（大刀剣市の宣伝広告他）	
	部会長／伊波賢一 清水儀孝・嶋田伸夫・飯田慶雄・瀬下 明・生野 正
③ 調査研究部会（組合ホームページ及び関連インターネット全般）	
	部会長／服部暁治 嶋田伸夫・生野 正・新堀孝道・松本義行・飯田慶雄
④ 組合員向上部会（組合員のレベルアップ）	
	部会長／伊波賢一 清水儀孝・嶋田伸夫・網取譲一・生野 正・吉井唯夫・服部暁治・松本義行
⑤ 教育情報部会（新聞「刀剣界」及び「全刀商」誌の編集・発行・管理）	
	部会長／清水儀孝 赤荻 稔・大西康一・伊波賢一・嶋田伸夫・清水儀孝・生野 正・新堀孝道・瀬下 明・網取譲一 土肥豊久・服部暁治・松本義行・冥賀吉也・持田具宏・大平岳子・吉井唯夫・飯田慶雄 編集責任者／土子民夫
⑥ 防犯対策部会	
i) 登録証・鑑定証・認定書等の問題対応及びコンプライアンス全般	
	部会長／清水儀孝 冥賀吉也・瀬下 明・服部暁治・伊波賢一・松本義行・飯田慶雄・赤荻 稔
ii) 重要品触れほか防犯行政協力	
	部会長／嶋田伸夫 伊波賢一・網取譲一・持田具宏・飯田慶雄・事務局
⑦ 福利厚生部会（組合員・賛助会員全体の情報収集）	
	部会長／大平岳子 吉井唯夫・持田具宏・飯田慶雄・大西康一
4 青年部	
	冥賀亮典・服部一隆・藤田裕介・新堀賀将・大平将広・土肥富康・深海雄一・杉浦弘幸・芦澤 淳

令和5年度組合活動の記録

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

- 4月3日 新事務局員秋田由美子さん出勤
- 3日 刀剣評価査定のため清水専務理事が来所
- 11日 刀剣評価査定のため伊波副理事長と嶋田常務理事が来所
- 15日 新橋プラザビルにおいて第37期第1回理事会を開催。出席者、深海理事長・伊波副理事長・土肥副理事長・服部副理事長・清水専務理事・嶋田常務理事・綱取常務理事・持田理事・大西監事・冥賀監事
- 5月9日 新事務局員廣岡清子さん出勤
- 9日 刀剣評価査定のため服部副理事長と嶋田常務理事が来所
- 17日 東京美術倶楽部において第36回通常総会を開催。出席者66名、委任状73名、合計139名。選挙を実施し、新理事に赤荻稔・飯田慶雄・伊波賢一・大平岳子・嶋田伸夫・清水儀孝・生野正・新堀孝道・瀬下明・綱取譲一・土肥豊久・服部暁治・深海信彦・松本義行・持田具宏・冥賀吉也・吉井唯夫の17名を選出。その後、理事全員の互選により深海信彦新理事長に満場一致で決定
- 17日 東京美術倶楽部において特別交換会を開催。参加75名、出来高44,018,440円
- 23日 刀剣評価査定のため清水専務理事と嶋田常務理事が来所
- 27日 刀剣評価査定のため深海理事長・服部副理事長・清水専務理事・嶋田常務理事が愛知県に出張
- 29日 賛助会員・吉原国家刀匠が逝去
- 29日 刀剣評価査定のため服部副理事長と清水専務理事が来所
- 6月9日 事務所において第37期第2回理事会を開催。出席者、深海理事長・伊波副理事長・服部副理事長・清水専務理事・嶋田常務理事・綱取常務理事・飯田理事・大平理事・瀬下理事・松本理事・冥賀監事
- 9日 刀剣評価査定のため清水専務理事と嶋田常務理事が来所
- 16日 東京美術倶楽部において臨時理事会を開催。出席者、深海理事長・伊波副理事長・土肥副理事長・服部副理事長・清水専務理事・嶋田常務理事・綱取常務理事・赤荻理事・飯田理事・大平理事・新堀理事・生野理事・瀬下理事・松本理事・吉井理事・冥賀理事・飯田相談役
- 21日 深海理事長と嶋田常務理事が警察庁生活安全局生活安全企画課を訪問、決算関係書類を提出
- 21日 新橋プラザビルにおいて常務会を開催。出席者、深海理事長・伊波副理事長・服部副理事長・清水専務理事・嶋田常務理事・綱取常務理事・飯田理事・飯田相談役
- 22日 刀剣評価査定のため服部副理事長と生野理事が来所
- 24日 刀剣評価査定のため綱取常務理事と持田理事が来所
- 7月6日 刀剣評価査定のため清水専務理事と嶋田常務理事が来所
- 17日 東京美術倶楽部において特別交換会を開催。参加76名、出来高24,035,180円
- 17日 東京美術倶楽部において「大刀剣市」事前説明会を開催。出席57名
- 21日 刀剣評価査定のため服部副理事長と清水専務理事が来所
- 21日～22日 24日～28日 藤代スタジオにおいて「大刀剣市」カタログ用写真撮影
- 31日 深海理事長が日本美術刀剣保存協会訪問、柴原専務理事・飯田事務局長と会談
- 8月3・4・7日 新橋プラザビルにおいてタケムアートによる「大刀剣市」カタログ用写真撮影
- 8日 刀剣評価査定のため服部副理事長が来所
- 10日 2023年度「現代刀職展」表彰式に深海理事長が来賓として出席。『刀剣界』取材のため生野理事が参加
- 10日 事務所において「大刀剣市」カタログ編集委員会を開催(紙面構成)。出席者、嶋田常務理事・綱取常務理事・持田理事・冥賀亮典監事・服部一隆特任理事・土子民夫氏・東京平版遠山氏
- 31日 刀剣評価査定のため服部副理事長と清水専務理事が来所
- 9月1日 新橋プラザビルにおいて第37期第4回理事会を開催。出席者、深海理事長・伊波副理事長・土肥副理事長・服部副理事長・清水専務理事・嶋田常務理事・綱取常務理事・赤荻理事・飯田理事・生野理事・新堀理事・瀬下理事・松本理事・冥賀理事・吉井理事・大平将広特任理事・新堀賀将特任理事・瀬下昌彦特任理事・

服部一隆特任理事・大西監事・冥賀監事・土子氏

4 日 深海理事長が日本美術刀剣保存協会を訪問

4 日 日本美術刀剣保存協会の評価査定依頼により綱取常務理事が墨田区に出張

5 日 伊波副理事長と大西監事が「大刀剣市」後援依頼のため産経新聞社を訪問

16日 東京美術倶楽部において理事懇談会を開催。出席者、深海理事長・伊波副理事長・土肥副理事長・服部副理事長・清水専務理事・嶋田常務理事・綱取常務理事・赤荻理事・飯田理事・大平理事・生野理事・新堀理事・持田理事

16日 東京美術倶楽部において『刀剣界』第67号編集委員会を開催(初校)。出席者、深海理事長・伊波副理事長・土肥副理事長・服部副理事長・清水専務理事・嶋田常務理事・綱取常務理事・赤荻理事・飯田理事・大平理事・生野理事・新堀理事・持田理事・土子氏

22日 事務局において「大刀剣市」カタログ初校。出席者、嶋田常務理事・冥賀監事・土子氏

25日 刀剣評価査定のため嶋田常務理事が来所

27日 刀剣評価査定のため服部副理事長と清水専務理事が千葉県に出張

27日 刀剣評価査定のため綱取常務理事と生野理事が大田区に出張

28日 東京プリンスホテルにおいて開催された「和田よしあきを励ます会」に深海理事長・清水専務理事・嶋田常務理事が出席

10月 3 日 刀剣評価査定のため服部副理事長と清水専務理事が都内に出張

6 日 事務所において大刀剣市カタログの色校正。出席者、嶋田常務理事・綱取常務理事・土子氏

13日 事務所において大刀剣市カタログの最終校正。出席者、嶋田常務理事・冥賀監事・土子氏

18日 東京美術倶楽部において理事懇談会を開催

27日 刀剣評価鑑定のため飯田理事と冥賀監事が日本美術刀剣保存協会を訪問

30日 刀剣評価査定のため清水専務理事が来所

11月 7 日 牛込算笥区民ホールにおいて古物商等法令講習会が開催され、秋田由美子事務局員が参加

10日 刀剣評価査定のため伊波副理事長と大平理事が来所

18・19日 東京美術倶楽部において第34回大刀

剣市を開催

25日 第一ホテル両国において日本美術刀剣保存協会設立75周年・たたら操業45周年記念第3回全国大会祝賀式典が開催され、深海理事長・伊波副理事長・服部副理事長・嶋田常務理事・綱取常務理事・飯田理事・大平理事・生野理事・瀬下理事・松本理事・冥賀理事・大西監事・冥賀監事・土子氏が参加

12月 5 日 刀剣評価査定のため服部副理事長と清水専務理事が神奈川県に出張

5 日 刀剣評価査定のため嶋田常務理事が来所

8 日 刀剣評価鑑定のため深海理事長・清水専務理事・嶋田常務理事が日本美術刀剣保存協会を訪問

8 日 常務会を開催。出席者、深海理事長・伊波副理事長・土肥副理事長・嶋田常務理事・綱取常務理事・生野理事・土子氏

12日 東京美術倶楽部において第5回理事会を開催。出席者、深海理事長・伊波副理事長・土肥副理事長・服部副理事長・嶋田常務理事・綱取常務理事・赤荻理事・飯田理事・生野理事・瀬下理事・松本理事・冥賀理事・大西監事・冥賀監事・飯田相談役・土子氏

17日 東京美術倶楽部において交換会を開催。参加63名、出来高30,858,000円

1 月11日 服部副理事長と清水専務理事が組合事務所において刀剣の評価査定

16日 東京美術倶楽部において理事懇談会を開催。出席者、深海理事長・伊波副理事長・土肥副理事長・服部副理事長・清水専務理事・嶋田常務理事・綱取常務理事・飯田理事・大平理事・新堀理事・生野理事・瀬下理事・松本理事・冥賀理事・持田理事・吉井理事・飯田相談役

17日 伊波副理事長と嶋田常務理事が組合事務所において刀剣の評価査定

23日 清水専務理事と嶋田常務理事が組合事務所において刀剣の評価査定

23日 刀剣の評価査定のため綱取常務理事と持田理事が神奈川県に出張

25日 銀座長州屋において『刀剣界』第68号(再校)編集委員会

25日 嶋田常務理事が組合事務所において刀剣の評価査定

30日 新橋亭において第6回理事会を開催。出席者、深海理事長・伊波副理事長・土肥副理事長・服部副理事長・清水専務理事・嶋田常務理事・綱取常務理事・赤荻理事・飯田理事・大平理事・生野理事・

瀬下理事・松本理事・冥賀理事・持田理事・吉井理事・冥賀監事・瀬下昌彦氏・服部一隆氏・新堀賀将氏・土子氏

2月5日 深海理事長と嶋田常務理事が東京都庁を訪問し、登録証問題等について担当者と会談

13日 嶋田常務理事が組合事務所において刀剣の評価査定

16日 東京美術倶楽部において編集委員会を開催。『刀剣界』第69号(企画)と『やさしいかな』改訂版について検討

21日 都道府県教育委員会へ刀剣採寸時に使用する刷毛を送付

26日 清水専務理事が組合事務所において刀剣の評価査定

27日 深海理事長と伊波副理事長が組合事務所において刀剣の評価査定

3月11日 「あけみちゃん基金」に寄託のため伊波副理事長・飯田理事・松本理事が産経新聞社を訪問

16日 東京美術倶楽部において第7回理事会を開催。出席者、深海理事長・伊波副理事長・土肥副理事長・服部副理事長・清水専務理事・嶋田常務理事・綱取常務理事・赤荻理事・飯田理事・大平理事・生野理事・新堀理事・瀬下理事・持田理事・吉井理事・大西監事

21日 服部副理事長と清水専務理事が組合事務所において刀剣の評価査定

28日 清水専務理事と嶋田常務理事が組合事務所において刀剣の評価査定

29日 伊波副理事長と綱取常務理事が組合事務所において刀剣の評価査定

新組合員・賛助会員紹介

令和6年4月以降に新規加入された方です。

組 合 員

宮崎昌幸

賛助会員

古原秀樹・北村竜治・石蔵正嗣

暑中お見舞い申し上げます

武蔵国一の宮美術刀剣・骨董品居合道・古式銃専門店
有限会社 清水商会

代表取締役 清水敏行

〒330-0802 埼玉県さいたま市大宮区宮町3-7
TEL 048-668-0773
FAX 048-647-7434
URL <http://www.surplusleopard.com/>

匠の店 新堀美術刀剣

新堀孝道

〒241-0024 横浜市区本村町40-17
TEL 045-1364-2893
FAX 045-1520-2893
携帯 080-11354-10008

刀剣・書画・骨董 株式会社 和敬堂

土肥豊久
土肥康久

新潟県長岡市柏町1-12-16
TEL 0258-1331-8511
FAX 0258-1331-8511
URL <http://www.wakeidou.com>

刀剣・小道具・鑑 刀剣杉田

代表 杉田侑司

豊島区池袋2-49-15
TEL 03-3980-1146
FAX 03-3980-1146
メール info@token-net.com

つるぎの屋

冥賀吉典
冥賀亮典

東京都北区西ヶ原4-35-11
TEL 03-3576-1173
URL <http://www.tsunuginoya.com/>

銀座誠友堂

千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館2階
TEL 03-3558-8001
URL <http://www.seiyudo.com>

銀座 盛光堂

齋藤恒

東京都中央区銀座8-11-14 盛光堂ビル
TEL 03-3569-2251
URL <http://www.ginzaseikodo.com>

刀剣・武器・武具 刀剣はたや

篠谷三男

〒194-0013 東京都町田市原町3-14-14
TEL 042-7729-2022
FAX 042-7721-6080
URL <https://www.toukenhataya.jp>

株式会社 刀剣柴田

柴田光隆

〒104-0061 東京都中央区銀座5-6-9
TEL 03-3573-2801
FAX 03-3573-2804
URL <http://www.tokenshibata.co.jp>

やしま

齋藤雅稔
齋藤隆久

東京都西東京市柳沢6-8-10
TEL 042-4463-1531
FAX 042-4463-1795

日本刀 販売 買取 有限会社 葵美術

代表取締役 鶴田一成

渋谷区代々木1-54-6
TEL 03-3337-5553
メール info@aoljapan.jp
URL <http://www.aoljapan.jp>

銀座長州屋

東京都中央区銀座3-10-4

株式会社 真玄堂

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1-7-17
TEL 03-3252-7844
FAX 03-3251-1419
メール info@samuraigallery.com

飯田高遠堂

飯田慶雄

東京都新宿区下落合3-17-33
TEL 03-3951-3312
URL <http://www.idakendo.com>

美術刀剣・小道具・武具類の売買加工及び御相談承ります

大阪刀剣会
吉井唯夫

大阪府中央区日本橋2-17-1
TEL 06-6631-2210
FAX 06-6631-5464



(株) 永和堂

朝倉万幸
朝倉忠史

長野県長野市南景町1-1-36
TEL 026-228-0001

暑中お見舞い申し上げます

刀剣研師

白木良彦

〒135-0045
東京都江東区古石場1-2-7
TEL 03-3643-3228

川越 優古堂

三浦 優子

埼玉県川越市新宿町1-9-13
TEL 049-249-0700
FAX 049-249-0702

刀剣美術 静心堂

芦澤 一幸
芦澤 淳

〒272-0826 千葉県市川市真間2-1-26
TEL/FAX 047-321-1039
携帯 090-9818-7512

高吉 刀剣

代表 高島吉童

東京都北区滝野川7-16-6
TEL 03-5394-1111
FAX 03-5394-1116
URL http://www.prenico.jp

gallery 陽々 youyou

モリーナ令

刀装具・武具・古美術
山梨県北杜市長坂町中丸1712-7
080-4810-0433
g.youyou10@gmail.com

銀座日本刀ミュージアム 泰文堂

川島 貴敏

〒104-0061
東京都中央区銀座6-7-16 岩月ビル2階
TEL 03-3289-1366
FAX 03-3289-1367
MAIL taibundo@herbocne.jp
URL https://www.taibundo.com

奈良県無形文化財保持者

月山 貞利

奈良県吉野郡東吉野村平野1-1-25

(株)日本刀剣

伊波 賢一

〒105-0001
東京都港区虎ノ門3-8-1
TEL 03-3434-4321

株式会社 山城屋

代表取締役 嶋田伸夫

東京都豊島区巢鴨1-21-8
TEL 03-3942-2701

もちだ美術

持田 具宏

さいたま市中央区上落合1-9-4
TEL 048-855-4792

古式銃砲、陸海軍武官軍刀文官儀礼刀専門店
株式会社 シカゴレジメンタルス

宮崎 昌幸

東京都台東区上野1-12-17
大阪府中央区瓦町1-5-14
TEL 03-5818-1123
MAIL chicago@regimentals.jp
URL http://www.regimentals.jp

株式会社 安東貿易

代表取締役

安東 孝恭

岡山県岡山市北区清輝橋2-1-32
TEL 086-226-1125
URL http://www.katana-ando.co.jp

刀剣チャンネル
→YouTube



大和美術刀剣

大西 康一

さいたま市南区大谷口5-2-7
TEL 048-875-2122

服部美術店

東京都中央区日本橋3-5-12・2F
TEL 03-3274-5170

(株)晴雅堂清水

代表取締役

清水 儀孝

〒111-0032 台東区浅草2-30-11
TEL 03-3842-3777



株式会社 美術刀剣松本 東京西葛西店

松本義行

〒134-0088
東京都江戸川区西葛西6丁目13-14丸清ビル3F
TEL 03-6456-0889

暑中お見舞い申し上げます



代表者

網取 譲一

東京都中央区八丁堀3-1-3 飯野ビル1階
TEL 03-6280-4987

赤荻刀剣店

赤荻 稔

茨城県下妻市下妻乙172の5
TEL 0296-4412643

有限会社 勝武堂

大平 岳子

東京都中野区本町4-45-10
TEL 03-3381-3071
メール info@shoubudou.co.jp
URL https://www.shoubudou.co.jp

株式会社 丸英刀剣

瀬下 明

銀座 丸英

瀬下 昌彦

栃木県小山市乙女3-7-30
TEL 0285-4510158

刀剣・新古美術品

株式会社 宝古堂美術

代表取締役社長

山田 雄一郎

東京都目黒区上目黒1-1-6
TEL 03-3792-0008

古式銃砲、陸海軍武官軍刀文官儀礼刀専門店

株式会社

シカゴレジメンタルズ

東京都台東区上野1-12-7
大阪市中央区瓦町1-5-14
TEL 03-5818-1123
メール chicago@regimentals.jp
URL http://www.regimentals.jp

全刀商 第33号

令和6年7月31日発行

発行所 全国刀剣商業協同組合

〒169-0072 東京都新宿区大久保2丁目18番10号 新宿スカイプラザ1302

Tel 03(3205)0601 Fax 03(3205)0089

発行人 深海 信彦

編集 『全刀商』編集委員会

赤荻 稔 飯田慶雄 伊波賢一 大平岳子 嶋田伸夫 清水儀孝 生野 正 新堀孝道 瀬下 明 土子民夫 網取譲一 土肥豊久 服部暁治
深海信彦 松本義行 冥賀吉也 持田具宏 吉井唯夫

